
令和8年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第7日)

令和8年3月18日(水曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第4号)

令和8年3月18日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第19号 | 球磨村敬老年金等給付条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第20号 | ジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第21号 | 球磨村区設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第22号 | 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第23号 | 球磨村文化財保護専門委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第24号 | 球磨村文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第25号 | 児童福祉法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第26号 | 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第27号 | 球磨村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第28号 | 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第29号 | 令和7年度球磨村一般会計補正予算について |
| 日程第12 | 議案第30号 | 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第13 | 議案第31号 | 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 日程第14 | 議案第32号 | 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第15 | 議案第33号 | 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について |
| 日程第16 | 議案第34号 | 令和8年度球磨村一般会計予算について |
| 日程第17 | 議案第35号 | 令和8年度球磨村国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第18 | 議案第36号 | 令和8年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第19 | 議案第37号 | 令和8年度球磨村介護保険特別会計予算について |

- 日程第20 議案第38号 令和8年度球磨村簡易水道事業会計予算について
 - 日程第21 同意第2号 球磨村教育委員会委員任命の同意について
 - 日程第22 同意第3号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
 - 日程第23 同意第4号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
 - 日程第24 同意第5号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
 - 日程第25 同意第6号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
 - 日程第26 同意第7号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
 - 日程第27 同意第8号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
 - 日程第28 同意第9号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第19号 球磨村敬老年金等給付条例の制定について
- 日程第2 議案第20号 ジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第21号 球磨村区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第22号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第23号 球磨村文化財保護専門委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第24号 球磨村文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第25号 児童福祉法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第26号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第27号 球磨村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第28号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第29号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第30号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第31号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第32号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第33号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

出席議員（８名）

1 番	槻木 啓介君	2 番	永椎樹一郎君
3 番	西林 尚賜君	4 番	東 純一君
5 番	高澤 康成君	6 番	嶽本 孝司君
7 番	舟戸 治生君	8 番	田代 利一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子	書記 野々原真矢
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	大岩 禎一君	教育長	大瀬 克彦君
政策審議監	門垣 文輝君	総務課長	高永 幸夫君
復興推進課長	蔵谷 健君	税務住民課長	大岩 正明君
保健福祉課長	友尻 陽介君	産業振興課長	淋 辰生君
農業委員会事務局長	山口 智幸君	建設課長	毎床 公司君
会計管理者	松舟 祐二君	教育課長	毎床 貴哉君

午前10時00分開議

○議長（田代 利一君） おはようございます。本日は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあるとおりです。

日程第 1. 議案第 19 号 球磨村敬老年金等給付条例の制定について

○議長（田代 利一君） それでは、日程第 1、議案第 19 号球磨村敬老年金等給付条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。2 番、永椎樹一郎君。

○議員（2 番 永椎樹一郎君） 2 番です。今回、前回、令和 4 年度にこの敬老祝い金については

1万円やっておったのを、令和4年度に77歳で2万円、88歳で5万円、満100歳の10万円っていうのはそのままということでございますけども。以前は、1万円ずつやはり敬老祝い金として支給をしています。80歳からの支給でございましたけども、今回75歳と引き下げられております。まず、この理由をちょっと教えていただければと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） ありがとうございます。以前80歳ということでございましたけれども、今回、敬老祝い金というのが、前回、議員言われたように各個人に対しての80歳以上の方への交付っていうようなことになっておりましたけれども。やはり、地域のため、家族のため、村のため、一生懸命やってこられて、そしてまた令和2年7月豪雨災害以後、必死に生きてこられて、そして山間部の中に孤立状態といいますか、独居高齢者とか、高齢者世帯というのが増えてきて、一生懸命生活をされております。そういった中に、家族や地域や村を支えてこられた方への敬意、それと生活の支援という意味で高齢者の支援をしなくてはいけないというようなことで、動機的にはそういうのがございます。

そして、また、まず村の中の人口が、75歳以上が大体750人おられます。大体もう3分の1近くが75歳以上ということで、本当に厳しい生活をされてる方がたくさんいらっしゃるというふうなことで考えたときに、やはり、今、7月豪雨災害の国、県、村が行う復旧復興というのは進みつつありますけれども、村が行う暮らしの支援というのが十分徹底されてないっていうようなところから、まずは高齢者の生活支援、そしてやはり行政が高齢者に対してもしっかりと支えていくんだという意思の表れとしても、この年金制度で祝い金を各自に交付したいということでこの予算を今回上程いたしております。お願いします。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 75歳を引き下げられたということで、これは喜ばしいことだろうとも思います。今、村長のご答弁の中でも、暮らしに対する、今物価高騰等も含め、暮らしの応援的なことも含めて、75歳から頑張ってこられた方ということで承知をいたしました。

以前1万円ずつを配っておったのに、やはり77歳、今回もいえば75歳で、77歳になられる方は2万円なのが今度は1万円になりますですね。喜寿が77と米寿の方が88歳のときには5万円もらえるのに、今度は1万円しかもらえないんです。以前は、この条例を令和4年度につくったときの条例は、その経過措置として、4年度に限って、やはり不具合といいますか、今までもらえた人がもらえなくなるということで1年間に限って経過措置というのをつくっております。令和4年度のときに。今回、今言いましたように、私が今度88歳になるというときには、5万円もらえたんだけど1万円しかもらえないわけですね。そこのこれまでの令和4年度を例にすればそういう経過措置がありましたけども、この経過措置をつくるかつくらないかの検討も

されたのかどうかをお聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） まず、1つ目が、明確に検討したのが75歳の到達、どの日付を追って基準日にするかということで、75歳の到達は9月1日を基準にするということで、交付の時期が敬老の日になんだところの交付ということで9月1日ということ。

あと、正直なところ、その経過措置についてはいろいろ意見がございまして生きがいの一つとしてこれがなればいいということで、できるだけ健康寿命が延びていただければ、今まで以上に積み重ねてもらえるという意味合いのところと、そういうのがあるからいいんじゃないかという考えと。

それと、今年、はっきり言われました。77になる、俺もうもらえないって、2万円もらえないっていうのがあって、そのことについては最終的には交付の要件等をまだそこは正直なところが詰めてないというのが正直なところでございます。基本的なところはもうこういうふうな形でやりますけども、そこについての救済については、しっかりと今議員がおっしゃったところについてもう一回詰めさせてさせていただければというふうには思っているところです。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。いろいろとご意見等々もあるんだろうと思いますけども、私が言いたいのは、村長がさっきおっしゃったように、やっぱり今まで頑張ってきてこられた方に応援給付金的な敬老祝い金ということで、75歳から1万円ずつやるということ。100歳なんかであれば10万円、これは変わりませんけども、そういう区切っておりましたので、そういう方達がやはり中にはご意見、あるいはいろいろと苦情もありますので、しっかりとそこは納得をいただく形で、今おっしゃるようなことも含め、納得をしていただく形で、ぜひこういう給付金っていうのが皆さん方のためになっているか、そういう祝い金でございますので、喜んでいただけるっていうのが最終目標でございますから、ぜひしっかりとそこは今後また検討をされて、どうしていかれるのかはまたぜひ研究していただければな思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 給付に関してどうのこうのではありません。

2条の2、この100歳に達する者でありってところの文言が、引き続き5年以上というふうに、これ条例ですので、これが必要なかだと思います。やはりここに5年以上、仮に亡くられる可能性というのは非常に高くなってくる中で、生きがいを感じられてっていう先ほどの話があらわれて、健康で100歳、球磨村に住んでいただいて、本当に敬意を表するための100歳の祝いというふうに考えるのであれば、到達に10万円やって、101歳で10万円や

るわけじゃないですよ。であれば、ここの5年っていうくくりはなくして、仮に、過去給付3年前からこの給付を受給されて100歳に到達した場合にはというところで、100歳以降が、これ100歳、5年以上、仮に資格の喪失の場合に、5年以上、死亡されたとか、書いてありますけど、そこにこだわる必要があるのか、条例でここを5年以上というのをしとく必要があるのかなっていう気はしています。

やはり、そこに一つしっかりとした決め事するのであれば、先ほど言う過去の3年間に対して球磨村に在住をしてこの給付を受けている事実がある人に対してこの10万円を受給する。結局、100歳超えれば、あとはまた1万円ずつですよ、要は。なので、何かこうこのくくりがあまりにも厳し過ぎるような気がしますけど、そこら辺どうですか。何か問題がありますか。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 今回の祝い金につきましては、100歳の方も受給ができるということになっておりますので、100歳の方も1年以上いらっしゃれば1万円は頂けるということにしております。

100歳の方は5年間以上住所を置き、ということをしているところの理由といたしましては、特別養護老人ホームもございまして、95歳以降に入所された方についても該当してしまうということもございましたので、引き続き5年以上という要件を入れさせていただいて、この10万円のお祝い金につきましては5年以上の要件をつけさせていただいたところでございます。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） いや、僕分かります。だから、千寿園に仮に入所されて人、人吉の方あるいはほかの人達が入所されて、住所を球磨村に移すという理由で言われてますが。要は、先ほどいうこの将来にわたる5年の縛りよりも、じゃあ千寿園に95で入られようとも101歳で入られようとも、結局そこはフラットとして考えて、だからさっき言う3年前に入所、97歳で入所された方、過去3年にわたって給付を受給された方であったり、あるいは5年とかっていうふうにしたほうが、何かこの敬老年金の意味っていうか、何か5年いないと受給資格を、もちろん村長の采配で、返せとは多分言わないと思いますけど、将来にわたってここの住所っていうのが、やっぱりもうその労をねぎらうわけであって、どうなのかなって。

○議長（田代 利一君） 答弁調整のためで休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

○議長（田代 利一君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 申し訳ありません、今、高澤議員の質問について、的確にちょっと言われてることを理解したいので、確認の意味でございます。

この受給資格ですけども、村内に引き続き1年以上を有する者というのが、受給前の1年、それと100歳のときに祝い金をもらって、もらう前に5年間の引き続き連続で5年いた者というのが受給の要件になるというふうな話でしておるんですけども。もう本当大変失礼ですけども、何か言われたのが、もらった後5年って、1年とか5年と思われているのがどっちを言われたのかなと思って。

○議員（5番 高澤 康成君） 5年以上有していた者とか、有する者。

○村長（大岩 禎一君） 一応もらう前に住んでた人、突然入ってきてもらうということじゃなくて、そしてもらった後は5年間、あと100歳から5年間はちゃんと球磨村にいてくださいよという話じゃなくて、その前に連続でいた。5年間住んでた人に対してと。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 分かりました。私が言いたかったのはそこです。

ということは、満100歳になりました。受給10万円もらいました。それ以降に5年間、住所をそのままいてくださいねっていうことではないっていうことですね。っていう表現の有する者。分かりました。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。1番、槻木啓介君。

○議員（1番 槻木 啓介君） 1番です。この文言がちょっと、誕生日以前とか何かつけてれば、誕生日、現在において引き続きということは、やはり5年以上住所を有する者になり、100歳から5年というふうにちょっと捉えるんじゃないかなとは思っておりますけれども。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 条例の表現の仕方っていうことで、例えば、誕生日現在において村内に1年以上住所を有する者とし書いた場合は、連続して1年以上いなくても大丈夫ということになってしまいますので、この引き続きっていう書き方は連続して1年以上ということで、引き続きを入れさせていただいているところでございますので。

○議長（田代 利一君） 槻木啓介君。

○議員（1番 槻木 啓介君） 1番です。先ほどお尋ねしたのは、100歳に達する者であり、誕生日現在で村内引き続き5年以上住所を有する者に給付する。これが、100歳から5年後まで……以前において村内に。5年が結局、100歳から、5年に目取られる。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 今、文言をすぐ整理してもう一回報告したいと思いますけどよろしいでしょうか。ちょっと今、考えを持っておりますので、ちょっと確認して。

○議長（田代 利一君） 審議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時22分再開

○議長（田代 利一君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） ほかの条例等も確認させていただいたんですが、同じような表現となっています。

この条例につきましては、なかなか理解し難いところもあるということであれば、その周知の段階において、ちゃんと誰もが理解できるような周知の方法でさせていただければと考えております。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 何が間違いとかっていう話じゃないですので、困惑するような、条例なので、いろんな解釈もできるようにはしておかないといけないですよ。この表現としてこれで行くのであれば、もちろん今の考えに沿ってしっかり周知をしていくっていうことであろうと思いますので、そこにどうのこうのということではありませんが、そこをしっかりとやっぱり行政としてやっていただければと思います。

○議長（田代 利一君） ほかに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第19号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
日程第2. 議案第20号 ジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第2、議案第20号ジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 解体加工処理施設の設置、管理に関する条例、内容は理解はして

おりますが。

ここに、これまで、今後求められる役割というものが、そこの加工場を利用、解体処理をするのに月額20万円となっております。今後、ここを商品開発だったり、特産品開発も含めたもの、言わばハードは整備したものの、そこの運営に関して、これまでの流れの中でどうしてもストーリーが描けない、描かれていない。いえば、これまでそこにタッチをする地域おこし協力隊の方がいろんな説明、その人が9月に切れるから、その方に開発も含めた、加工も含めたものをという流れでずっと来てたんだろと思いますが、そこが何らかの形でできていないと。

月額20万円っていうことは、そこを使用する任意団体であったり法人であったりがしていくんでしょけど、球磨村の立ち位置っていうのは、これはどうなんですか。これ月額20万円で、村が主体的に特産品開発を行っていく場合には、これは免除になるんですか。それとも、今回の合同会社さんがうらであったりとかが担っていくならば、そこに20万円は払っていかないといけないでしょうけど、村が組織をつくってそこをする場合に、もちろんこの減免とかこうなってくるでしょうし、ここの加工から特産品開発を担っていく部分に関して、全くこう見えてこない。これに関しては、どういうふうな将来性を持って行っていくのかをちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（田代 利一君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

まず、今回この条例上げさせていただいています設置管理条例ですけれども、今度できる施設の、最も重要たる役割といいますか、そこは、まずは農林産物に被害を与えている獣害、この被害を軽減するために現在捕獲という作業を行っていただいております。それを、捕獲の過程の中で、実際、通常であれば、捕獲した獣害については埋設をするというのが基本となっておりますけれども、そのまま埋設してしまうというのは、作業としても、穴を掘ってその場で埋めてしまうというのがございますので、そこがかなり狩猟者の方にとっては負担が大きいというところがございます。

また、せっかくこの獣害、特に、この施設ではシカ、それから今はイノシシのほうも受入れはさせていただいておりますけれども、ジビエとして、肉として、商品として販売するということができますので、そういったところに活用ができないかというところで、このジビエの里活用協議会という協議会ができまして運営が始まったというところになります。ですので、その基本的なものについては、今後も、まず第一のこの施設での業務といいますか、内容としてはそこかなというふうに思っております。

その中で、現在のところ、そこで搬入いただきました個体に対しては解体処理を行いまして、最終的には、現在のところ、それぞれの部位に分けて肉を一次加工させていただいております。

この一次加工したジビエの肉をいろんなところに現在取引さしていただいております、販売という形でつなげております。

それを、今後は、いわゆるブロックの状態で一次加工しか行っておりませんので、それをもう少し違う形で商品化できないかというところで、現在その部分を含めて今後は広めていきたいなというふうに考えてるところでございます。よろしいですか。

○議長（田代 利一君） 5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 設置条例ですので、このジビエに関して、大きなビジョンの中の一つの事業なんですよ、今の話が。この解体処理施設を建設に当たっては1億8,000万円。もちろんここに関して、一次加工を行って、解体をする。これから、特産品開発をして、販路を拡大して、球磨村の自主財源の一つとしてやっていくって大きなビジョンがあって、施設を造りました。もちろん、被害軽減のために、今回も1頭当たり幾ら、2千円ですか、増やします。搬入すればプラス何千円ですっていうのまで確立ができるんでしょう。

そもそも、このジビエのさといえ、このジビエ解体処理施設の建設は、まだまだ大きなビジョンの下で進んできているわけなんです。大きなビジョンで。これは、当時、1億8,000万円からプラスいろんな話が出て、またつり下げるああいうのとかやってきました。

このビジョンの一つの過程が、この今の解体処理の一次加工なんです。これプラス、これをまた特産品開発をして販路を拡大してどう生かしていくのかも、この一つの大きな施策の中に入っているわけですよ。それに対して、この設置条例が、月額20万円って入っているんで、設置条例に関してはこれでいいんですけども、これに、特産品開発をする業者、業者というか、入る人達の団体が、村が主体的につくる組織なのか、あるいは個人的な、個人っていうか別、株式会社とかいろんなところあるでしょう。そういった中で、もちろんこの月額20万円っていうのは、村主導であれば、もちろん今度はそれに指定管理料であったりとか、いろんな形でこれになってくるでしょうけど。仮に民間が入ってきた場合には、もちろんこれは取らないといかないんですよ、逆に。だから、そういうプロセス、ストーリーはどうなってるんですか、どういう考えをお持ちですかっていうことです。

今、解体だけの話ですけど、ストーリーってそうじゃなかったじゃないですか。将来的には、こうこうああで特産品開発をして、こうこうでって、ふるさと納税でこうやって出せるっていう商品までの話のストーリーの中での一部なので、この条例に従ってその月額っていうのは入ってくる。業者次第では、もらわないところ、あるいは村主導で行えばもちろん減免になるかもしれないし、そういった部分のストーリーはどうなってるんですかって話です。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 今回のジビエのさとの設置ですけども、加工処理施設ということで、

3月にはもう完成ということになりますけども。

ここについては、一次加工施設。一次加工施設の今まで500頭ぐらいの受入れを1,100頭ぐらいの受入れまで能力を向上させるということで、今、有害な鳥獣を貴重な資源、埋設、今、課長が申しましたように、埋設するのは大変な労力もあるし、命を頂くということで、しっかりとそれを貴重な資源に、獣害、鹿、イノシシに対してもそういう命に対する敬意を払うという意味でも、食肉として利用させていただく。貴重な資源として、また商品として、村としては、ジビエの里づくりのむらづくりということで、この資源として生かしていきたいということで。私自身は、その返礼品、何回も申しますように、今、ペットフードとして活用されておりますけど、これをペットフード以外にもいろんな意味でのいろんな分野、食肉から皮からいろんなもので、貴重な資源として価値あるものになっていけばというようなことで考えてます。

この施設については、一次加工処理施設。そして、たまたまこれを今応募して、委託を受けるところがジビエの里協議会。ジビエの里協議会は、ここで一次加工処理をして、そして外部の方がジビエ関係の飲食店営んでいらっしゃる方が、一次加工の食肉を求めてこられるならばそこにも販売する。そして、またジビエの里協議会が、自らこの施設を使って二次加工して商品化をする。それと、もう一つ、ジビエの加工協議会が外注してどこかの企業に頼んで商品化する。そういうようなことが考えられると思います。

今から、村とこのジビエの里協議会と一体なって連携して協力しながら貴重な資源に変えていく中で、村としては、いろんなアイデアだったりあるいは補助事業だったり、いろんな話合いを持ちながら、そしてそれをどういう形で販売していくかと、販売の流通・加工の分野、それとかPRとか、そういったものまで含めて、どういうふうに進めていくかというのは、今後、政策的な、行政的なところとして、ジビエの里協議会と連携してやっていくという部分はこれからだと思います。そこ辺についてはまだまだ詰まっていない部分がたくさんあるかと思います。

今、おっしゃったようなところで、今回のジビエのさとの条例の設置というのは、一次加工処理施設の設置とその管理、それと使用方法についての上程ということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） そこは、もう前段の中で、設置条例に関してはもちろんそう理解をした上で。っていうことは、もうジビエの里協議会がもう担っていくんでしょう、今の答弁では。

この組織っていうのは、じゃあ村の主導の下ある組織なのか、今後これが独立して合同会社ジビエの里協議会になるかもしれません。だから、どういう村の立ち位置として、その立ち位置次第では、ジビエの里協議会にそこを担うための指定管理委託料が払われるかもしれません。それ

は分かりません。だから、この月の20万円って設置条例の中にうたってあるけども、そこを担っていく団体が、その立ち位置からすると村がここに支援をしながらやっていく組織なのか、民間の団体かで変わってくるでしょう。なので、言わば、もう今答弁されたジビエの里協議会が、じゃあ、加工、販売、開発、販売までやるっていう認識でいいということですね。

○議長（田代 利一君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

現在、ジビエの里活用協議会に対しましては、令和7年度も、今の現施設、新しい施設じゃない、現施設での解体に要する経費というものに対してのみ委託料という形で現在お支払いをさしていただいております。

ですので、あそこで解体をするための経費につきましては村からの支援といいますか、業務委託という形でさせていただいておりますけれども、それ以降の一次加工、要するに枝肉から各ブロック肉に精肉する、そういったところの経費につきましては、完全にジビエの里活用協議会の会計の中でさせていただいております。

ジビエの里活用協議会に関しましては、村のほうとしましては、事務局としての立場でいろいろ関与をさせていただいております。実際の決定に関しましては協議会の中で決定いただくことになりますけれども、その中の協議いただく事項でありますとか、現状、例えば予算とか現在の売上げの状況とか、そういったものは都度報告をさせていただいております、そのスタイルを今後も継続してやっていきたいなというふうに思っております。

ですので、令和8年度以降に関しましても、まず村としてあの場所でやっていただきたい、個体の搬入に伴う解体という作業につきましては、村のほうから引き続き支援という形はさせていただこうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 今、解体に対して来られている、このジビエの里協議会、解体をさせていただいて、もちろんそれに対するお金っていうのは村が支援はしてますよね。そして、今、もう一団体っていうのはジビエの里活用協議会って今言われましたね。活用協議会。ということは、それぞれ組織としては別々のもの。今、解体から一次加工はジビエの里協議会、今行っている。村が支援をしている。分かります。解体、今してもらったんですよね。これは、村がお金を出して解体をしてもらうために、解体から一次加工をしてもらうためにお金を出しているわけじゃないですか、球磨村。出しているでしょう。今後は、その一次加工を商品化する。特産品開発をして、販路拡大して販売をしていくっていうのは、ジビエの里活用協議会っていう組織に代わってる。団体が出てくるっていうことですか。

じゃあ、ここには、村はどういう立ち位置でいるのか。ここに村としてお金を出していくのか。その組織の人員であったりってというのは変わらないわけですね。変わるんですか。そこどうなるの。

○議長（田代 利一君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

現在ある団体名が、ジビエの里活用協議会でございます。今回、令和8年度新しい施設ができるということで、新しい団体ができるというわけではまずございません。ですので、このまま、村としての支援といいますか、というものでいきますと、これまで同様、施設において解体をしていただく作業に対して1頭当たり幾らという形で補助という形で考えているところでございます。

その後の解体後、いわゆる枝肉になった、枝肉まで作業、解体して、枝肉になってしまうんですけれども、その後の精肉、いわゆる部位ごとにブロックで切り分けて、それをそのまま販売する。場合によっては、枝肉のままで販売するということがありますけれども、現在そういったところまでは行っているところでございます。

ただ、今、シカ肉につきましては、ふるさと納税のほうでも出ささせていただいております。使っているところなんですけれども、なかなかブロック肉で、寄付していただける方がブロック肉の状態ではなかなか家庭で調理されるときに調理をしにくいといったことがあるんじゃないかなろうかといったところで、もう一手間加えたりする必要があるんじゃないかなろうか。また、そのまま、例えば焼くだけで食卓に並べることができる、そういったような、もうちょっと寄付していただける、選んでいただけるような、そういった商品をやってみる必要があるんじゃないかなろうかというところで現在させていただいております。

そちらにつきましては、全てジビエの里活用協議会のほうの収支の中で開発等は行わせていただいております。それにつきましては、令和8年度以降も引き続き同じようにさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 分かりました。

当時、ウインナー、これは水上の業者に委託をして、共同開発的なものがあって、いけば将来的にはそういうのもう委託をせずに球磨村独自で開発をしてやる方がいい。今の話の中では、ジビエの里活用協議会は一次加工して、本来であればそこで本来の加工場施設を設けて、ウインナーであったりとかハムであったりとか燻製であったりとかっていうのが本来の特産品開発なんですよ。

今、いえば、一連の流れ、言わば特産品開発まで活用協議会が担っていくというシステム。じゃあ、ここは村が解体に対しての予算組みで今計上されて、一次加工以降のっていうのはそのまま活用協議会でやってもらう。その協議会が理解をされているのかどうか分かりませんが。そういうストーリーであったと思います。そもそもは、それが実現味があるのかないのかも含め、非常に全然伝わってきていないわけです。

要は、何でかという、そもそも説明があった地域おこし協力隊も9月にもう満了を迎えて、その方に担ってもらう。その方を中心にやればよいよねっていうところから、時が過ぎて、何かぎくしゃくしてもう今全然来ていない、どうなってる。でも、本来は、自立をして、独立をさせて、主体的にやらないといけないんですけど、実際もう満了来て、三ヶ浦にはおられると思うんですけど、この活用協議会には全然ノータッチの状態になってきたというのを周りから聞いている。

そしたら、我々からすると、そういう構想でいっているにもかかわらず、ちょっと方向性が変わってきてるよねっていう状況になってきたんです。だから、そこを最後のゴールが、どうゴールに向かっていくのかっていう、一次加工から商品開発して、販路拡大して、どう結びつけていくのかっていうこの部分っていうのを、もう少し具体的にやっていかないと。箱物造るときには一生懸命、どうにかもこういって言ってきた経緯があるにもかかわらず、何かこう尻切れトンボになりそうな気がしておりますので、ぜひぜひ、多分、総務課長もタッチをされていると思いますので。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 昨年度、私が産業振興課長るとき補正予算で設計のほうを計上させていただいて、本年度建設着手ということで、年度内に完了ということになりました。

当時、ご説明させていただいたときに、現在の解体加工場においては処理能力が低くて500頭弱という処理能力。この処理能力を増やすことによって、ジビエの有効活用をしたい。それと、衛生的にもよくないっていうような状況の施設でございましたので、今回新たに新設することによって衛生的にもクリアができて、処理能力も増えると、1,200頭くらい上がるということと。先ほど産業振興課長が言いましたように、これまで埋設していたのを焼却することによって、山に鹿を残さない。山に鹿を残すことによって、それを1メートルぐらい掘って埋めてもイノシシが掘り返して食べるそうなんです。それが、負の連鎖でイノシシを増やすこととなりますので、そういったのも抑えることができるということでご説明をさせていただいて。今回は一次加工でございますが、村内の特産品加工協議会、それから村外等の加工をされる企業等もございまして、そういったところと連携して特産品を開発して、ふるさと納税の増収に寄与したいというところでご説明をさせていただいた経緯があると思います。

一番いいのは、村内に二次加工施設ができればいいなというふうに考えておまして、一次加工では試験的に二次加工は今もやっているんです。ウイナーとかやってるんですが、そういったのが軌道に乗って、売れ筋というところまでいけば、今後そういった二次加工施設もいろんな団体と協議をしながら検討する必要もあるのかなというふうには考えております。現在のところ、今のような状況でございまして。

加えて、ペットフードにつきましても、村のふるさと納税の貴重な財源となり得るというふうに思っておりますので、その辺の、村外の業者でありますけれども連携して、球磨村産であればよそで加工しても球磨村の返礼品として使用できるというふうにされておりますので、そういったところを今後目指していきたいなというふうに思っております。将来的には二次加工までできればいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） ぜひぜひ球磨村の特産品として開発をして。きちっと何らかの形で球磨村に貢献できるようなところまでのストーリーがあったわけで。

なぜ、ここで不安に思っているのかというと、「かわせみ」です。以前、かわせみレストランの話があって、これは一つの集合体として「かわせみ」のレストランの存在意義も含め、球磨村が進めるジビエの商品化も含め、一方的に嫌って言われているわけです。

そしたら、全然リンクしてないわけです、話が。グッドスタッフさんですか、もう頭から、はなから、ジビエはレストランでは、って議会に説明があってるわけです。でも、球磨村が目指すものって、ジビエを活用した特産品を開発してっていう部分で、点と点が線として結ばれていない状況が果たしていいのかなっていう疑問を踏まえて、やっぱりそういうのも一つ一つ精査をしていって、初めて財源確保の流れになってくるんだろうと思いますので、そこはしっかりやっぱり最終的なゴールに最大限の効果が現れるようにやってほしいっていう意味合いで言っておりますので、ぜひぜひそこまで考えてやっていただきたい。

○議長（田代 利一君） ほかに。舟戸治生君。

○議員（７番 舟戸 治生君） ７番です。様々な意見が出ておりますけれども、私なりに考えてみれば、ジビエ解体処理加工施設には使用者の管理義務が発生するということで条例を作っても対応しようということだろうと思うんですけども。球磨村の場合、ジビエ解体処理加工施設イコール食肉処理施設と捉えてよかったですか。

○議長（田代 利一君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） 今議員おっしゃられたとおりで、食肉処理業ですか、としての営業許可を取っていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 先ほどから高澤議員と理想、理想論って大げさなもんじゃないと思うんですけども、そういった資格が必要になってくるんだろと思うんです。ですから、順序を踏んで、こういった商品開発する上においてはそういった資格が要りますよと、そういった指導をすることがある意味では行政の立場でもないかなと私は考えますんで。高澤議員の言われるのは、私はやっぱりそっちのほうの方がやはり今の球磨村を考えたときには、村に金を落とす、そういったことが大事だろうと思うんです。ですから、そのためにもやっぱり順序といいますか、そういった資格の必要性とか、衛生面ではもう問題ないと思うんですけども、そういったことをやっぱり指導する、ある意味では条例の中に組み込むことが必要ではないかなと思いますけれども。課長、考えで。

○議長（田代 利一君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） ありがとうございます。事務局のほうも我々産業振興課のほうで対応させていただいております。そういったことも含めて、なかなか事務的なところ、特に、現在新しい施設が出来上がりまして、その準備に向けてというところではあるんですけども、そういったやはり事務的な作業というものにつきましては、我々事務局のほうで支援をさせていただいております。これからも、なかなか、今回食肉処理業ということで営業許可を取るように予定はしておりますけれども、そういったところはなかなか手続、処理の必要性それから検査も当然現地の検査等もございますので、そういったところも含めて村としてもサポートしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに。1番、槻木啓介君。

○議員（1番 槻木 啓介君） 1番です。施設が2月の中旬に竣工検査が終わったということで、稼働までの今後のスケジュールをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

今後のスケジュールというところでなんですけれども、まず、先週になるかと思うんですけども、3月12日に、これは補助事業を活用させていただいておりますので、県の確認検査を完了させております。その後は、施設、先ほど舟戸議員のほうからもございましたけれども、営業許可等の申請というものが必要となつてまいりますので、現在そういったものの申請の準備とか、そういったものをできる限り進めさせていただいているところになるかなと思います。

今後は、まだ施設周辺の舗装等の工事が残っております。そういったものがございまして、現

在の施設から新しい施設に、使用の許可が出ましたらですけれども、新しく施設へ引っ越しの作業といったものを4月のうちに行うというところで思っております。

まだ具体的な日程、いつ頃から工事が入るとか、引っ越しができるとかというのはちょっと具体にはまだ詰めていないところではあるんですけれども、一時期個体の受入れもできなくなるといったこともございますので、その辺は精査しながらスケジュールのほうは立てていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第20号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

審議の途中ですが、ここで10分間の休憩を取ります。

午前10時57分休憩

午前11時04分再開

○議長（田代 利一君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第3. 議案第21号 球磨村区設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第3、議案第21号球磨村区設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。4番、東純一君。

○議員（4番 東 純一君） 4番です。今回、議案21号で区設置条例の改正ということに対しておられます。これによりますと、別表中に「今村」を「塚ノ丸」に、「及び島田」を「島田桜峯及び別府」に改めるとあります。

新しい地区ができたり、人口が多くなったりするところもあります半面、地域によっては世帯数の減少であったり、高齢化であったり、限界を迎えるような地域も出てくるのではないかと思っておりますけれども、そのような地区、今後、区の再編であるとか、集約であるとか、この前から少し話も出ておりましたけれども、そこら辺のところはどのようなお考えをお持ちであるか、

村長にお伺いします。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 先日も申し上げましたけども、やはり、人口減少が加速化する中で、高齢者ばかりが残っておられるということで、人はいても役職を務めることができない。そしてまた、区の機能が果たせない、班の機能が果たせないというようなことがあった場合には、やはり区の再編も、将来的には班や区の再編が必要であろうということは想定はしております。

それについては、今後、区長さんとかとの話の中で、どのタイミングで、どのようなスケジュール感でそういうことをやっていくべきかということについては、まだ検討はしておりませんが、そういうことについては総務課と話をしておりますので、総務課長のほうから今後のことについてはお答えをさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議員（4番 東 純一君） はい。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 今回の条例の一部改正につきましては、令和2年7月豪雨災害後の復興整備、宅地等の整備、それから、住宅の整備が整いましたので、その居住実態に合わせて、行政区、班の再編を行ったところでございます。

東議員が言われますように、確かに高齢の世帯の集落、班が多数ございます。私が調べている中で、村内には81班、21行政区の中に81班ございますけれども、5世帯以下が22戸、6世帯から10世帯が24戸、11世帯から15世帯が13戸ということで、81班の中の59班が、パーセントにすれば73%ですけど、15世帯以下という形になっております。

この班の中には、なかなか、村長が言われますように、世帯が減っているということで、役職のほうもなかなかできないというところもございます。そして、高齢世代が多い、そういった現状がございます。

渡運動公園のグラウンド仮設の一部につきましては、そういった世帯、希望があればそちらに移っていただくということも今後計画をしておりますし、自助・共助が回っていない集落もございますので、そういったところでどういった形で支援できるのか。

公助で全てカバーできるというふうには考えてございませんので、その集落の実態をある程度、行政区担当職員であったりとか、4月には区長会も行いますので、区長さんを通して班長さんあたりと抱き合わせをするなり、いろいろそういったのを情報を頂いて、村長が言われましたように、今後は再編も必要であるというふうに考えています。

しかしながら、班の再編というのは、とてもデリケートでございますので、そこは慎重に行う必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 東純一君。

○議員（4番 東 純一君） 今、課長も、答えていただきましたけど、まさにそのとおりであろうと思います。自助・共助ができないような状況にもなってくる地域といいますか、地区も出てくるであろうと思います。

そこら辺のところの世帯数も少なくなっていて、高齢者だけのところにおいて戸数も少ない、1年越し、2年越しには区長、班長、区長にはならんでしょうけど、班長も交代交代でもしなきゃできないような地域も出てきますので、今、答弁いただきましたように、そこら辺もしっかり検討していただいて進めていただければよろしいかと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） 3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。今の質問に関連はするかと思いますけども、今回の条例の改正については、増える班を追加をする、解散をされる班を削除をするということで理解しておりますけども。

先ほど言われたように、やっぱり、行政区割が必要だというふうに思っていて、以前は一般質問あたりでもさせていただいた覚えがあるんですけども、そのとき、答えて、今の村長の答弁もそうですけど、将来的に検討をしないといけないということばかりなんですよ。

実際は早急にやらないといけない。人口が減って世帯数が減っているところは、早急な対策をしていかないとけないし、逆に、第二行政区、第三行政区というところは、人がどんどん増えて、家が増えているというところで、逆に、増えたから行政区としてというところもございますので、そういったところは早めに対処をしていただきたい。

特に、運動公園あたりは今後も増えていくようなところでございますので、早いうちに、今のうちに行政区を新たに1つ作るとか、早めに検討していただきたいという思いと。

あと、あわせて、分館校区の話も同時に出てくるかと思いますけども、分館校区もそれぞれの地域で大きな隔たりが生じておりますので、その辺も含めて早急に検討していただきたいと思っておりますけども。

毎回将来的に検討されるということでの答えしかありませんので、その辺、今年度やる、今年度中には、区長会も何回か開かれる中でやっていただきたいという思いもありますので、その辺をもう一度、村長なり総務課長あたり、お聞かせをいただければと思っていますけど。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） ありがとうございます。将来的にという話をしましたけれども、先ほども敬老年金の話もしましたが、今現在で2,500人の人口のうちの1,000人は70歳以上です。10年後ということを考えたときにはぞっとします。多分、恐らく5割の高齢化というものが本当高くなるだろうと思います。車の運転もできないような人達になるだろうと思います。

それとまた、逆に新しい住宅地ができて、増えていっているところもあるかと思います。

今年のうちには、今後どうするかと、このことについては、行政区の見直しについては、今後どうするかということについての方向性については、今年のうちに、そこについては役場内でちょっと詰めまして、それから具体的に早急に行動に移していきたいと、将来というのが、遠い将来じゃなくても、近い将来で取り組んでいきたいと思います。

改めてこの話を聞かせていただいて、やっぱり少し、危機管理がちょっと足らなかったなということで、その辺については迅速にやっていきたいと思います。今年のうちには、どうしますという話ができるように、具体的な話ではございませんけど、今後どういうふうにしていくかという方針が示せるようにはしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） 3 番、西林尚賜君。

○議員（3 番 西林 尚賜君） 村長おっしゃられるとおり、具体的に話を先に進まないと、いつも後手後手という形でしか答弁も頂いておりませんので、今おっしゃったように先に進んでいただけるかと思います。

総務課長もおっしゃられたように、班の編成については、やっぱりそれぞれのご意向等がありますので、デリケートな部分でおっしゃいましたけども、まさにそのとおりであって、班の編成はなかなか難しいところもあるかと思いますが、行政区割、分館割、その辺りを早急に進める課題なのかなというふうに思っておりますので、今後ともしっかりと取組をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第 2 1 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 2 2 号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 4、議案第 2 9 号球磨村長等の給与及び旅費に関する条例

及び球磨村議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。

議長、議案22号でございます。

○議長（田代 利一君） すみません。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 質問といいますか、私の思いをちょっと述べさせていただければと思います。

特別職報酬等審議会ということで答申をされ、今回、議案を上程されました。村長あるいは教育長、そして我々議会の、村長・教育長の給与と我々議会の報酬が改定をされるということでございます。

改正をされますと、村長・教育長先生方の対して、村民の方々のご批判といいますか苦情はない。ほとんどないと思うんですけども、こういう改正をされると、議員の報酬について、必ず、やはり村民の方々のご意見・ご批判等々は必ずやっぱり来るんだろうと思っております。

これはなぜかといいますと、やはり議会の議員のその活動がどうなのか、村民の方々に対してあんまり、どうなのかというのがなかなかご理解をいただいておりますので、議会としまして、やはり議会活動をしっかりやろうと、あるいは、こういう議員が普段どうしているのかを、今度予算をつけていただくかどうか分かりませんが、見える化、議会を、どう活動してるのか見える化とか、いろいろやっぱり議員としても今考えて検討して続けていかなきゃいけないということでおしておるわけでございます。

その中で、やっぱり村政運営の車の両輪として執行部と議会がやっていくということで、議会も8名となりましたので、しっかりそこは活動していかないと、やはりこの報酬に見合う、あるいは報酬以上の活動をやっぱり考えていかなきゃいけないんだろうと、私は、この議案を見たときに強くやはり改めて思ったところでございます。

また、村民の方から信用していただくような議員じゃなければいけないなということで強く思ったところでございます。

議長、続けて、関連質問ということでさせていただきます。

○議長（田代 利一君） はい、許します。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 実は私、熊日新聞を取っておりませんので、昨日、こういう議案をするときには勉強するときに、熊日新聞に、阿蘇市議会の議員の人事介入といいますか、そういう記事が載っておりました。村長、お読みになりましたですか。

○村長（大岩 禎一君） はい。

○議員（２番 永椎樹一郎君） その中で、議員が執行部に対して、人事の介入をしたというようなことでございました。

昨年９月の事案が、今年の３月に、半年たって公益通報があったんでしょう。そうやって、この議員は倫理条例違反に該当して、そこで調査特別審査会を設置されて、１８日にやって、今日ですかね。辞職勧告をされるというような記事を昨日、ヤフーニュースで見たところでございます。

やはり、先ほど言いましたように、議員がそうやって信頼、信用をされていかないと、報酬を上げても、そこに、やはり皆さん方のご批判、村民の皆さん方が見ている、ご批判等々が出てくると思っておりますので、村長、率直にその記事をご覧になってどう感じられたか、所感をお聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 新聞記事を昨日見させていただいて、こういったことについては、私が県にいるときも、こういう第三者、特に議員、政治に携わる議員の方々、県議であったり、村議であったり、そういった方のそういう人事であったりとか事業とか、特定の利益誘導のための口利き勧誘、そういったものについては禁止をされておりますので、当然これはあってはならないというようなことで思っております。

また、それに対して、そういった要求に対して応える側、情報の提供をしたり、有利な配慮をしたりというような、職員としてもそういうことはあってはいけないというふうなことで、県のほうもそれは徹底して、これについては県のほうでも、議員個人、それと職員個人、これは組織が問われるだけじゃなくて、組織の信用失墜というようなものにもなりますけども、個人の責任が、場合によっては、いろんな意味で、刑事罰だったり懲戒処分だったり、損害賠償というようなことになってきますので、慎重に扱うものということで、これは職員研修なんかでも徹底がなされてきております。

今のところ、そういった点で、今考えられているそういうところについては、私はまだ、今から来年度の、新年度の執行部の人事等も今からやっていきますけど、今のところ、そういった人事等に対するそういう介入というのは今のところございませんので、そういったところを注意しながら。

そしてまた、職員のほうからも、やっぱり、職員で一番怖いのが、情報漏えいというよりも、USBとかパソコンの持ち出しとか、置き忘れとか、管理不足による情報の流出とか、そういったものが非常に多くて、最近ではSNSとか、そういった情報を、ちょっとしたつぶやいたことから漏れてしまうとかいうのがありますので、そういったところも執行部側としても職員のほうにも徹底していきたいというようなことを、この新聞記事を見て連想したところでございました。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） まさにそのとおりでございます。

やはり議員も、やはりうちにも政治倫理条例がございます。そういうことの介入をした場合に、それが発覚した場合には、うちは政治倫理審議会というのを設置して、そこで、どう、この議員に対する責任といたしますか、そういうのをするようになっておりますので、やはり、我々議員としては、そこはちょっと律して、やっぱりそこはしなければいけないと思いますし。

村長おっしゃるように、今度は執行部側、そういうことがあったときには、地方公務員法34条だったと、秘密保持の義務というのに違反をいたし、抵触をいたしますので、そういうことがあった場合は、やはりそういうところ。また、もし、停職になりますよね、先ほどおっしゃったように処分をされます。

これは、必ず、そのときには分からなくても、後で絶対分かってくるんです。時間が経とうが、そこに責任、現場におったときには、その人間が、やっぱりこれはおかしいんじゃないかということで、必ず漏れてくると私は思っておりますので、そういうところは、村長がおっしゃるように、課長会なりのところで、やっぱり、議員としてもそういうことすれば、政治倫理条例に違反しますというのは、ちゃんと律しながら。執行部側は、そこで、やっぱり秘密保持だったり、漏えいだったり、個人情報等々も含めて、地方公務員法の34条はそういうのも含めてございますので、しっかりとそこはやっぱりしていただきたいなと思っております。

なぜならば、しっかりと今度、村長が新村長になられて、これから村営を運営を始めていかれるときに、村民の信用失墜にもつながる。議員ももちろんそうですよ。やっぱりそこは、そういうことをしよれば議員も信用失墜につながるし。

やっぱり信頼関係が回復をしていこう、新たな政治を、村政の正常化を一刻も早くしていこうということで、私、一般質問をしましたけども、みんながそういう歩き始めておるときに、そういうのが阻害されてしまうのを、私は懸念を、この記事を見たときにしましたので、ぜひ、そういうところは周知徹底、お願いしたいなと思います。

そうしないと、せっかく、職員の人からの信頼も、そういうことが、村長がもししたということであれば、職員さんからの信頼も失うようになって、またこういうことが、いろんな問題が発生するじゃなかろうかと思っておりますので、この条例に関連して私がそう思ったもんですから。思いは、そういう私達、やっぱり上げていただくということであれば、それ以上の活動、あるいは信用信頼を得て、議員活動をやっていかなきゃいけないんだなと思って、思いと、すみません、関連質問ということでさせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 私が、人事につきましては、やはり職員のモチベーション、それと、私が掲げている政策、所信表明に申しました。これからの球磨村が求められている政策の実現、これに向けて、適材適所、公平性をもって、村長の権限で、職員さんのモチベーションを保ちながらやっていこうと思っております。

それと、先ほどからいろんな、これは私達の執行側のほうも、そういう地方公務員法34条とか、いろんな意味での村民の方、村に対する不利益を与えた場合に、やっぱりいろいろありますけども、私自身も、これはやっぱりそういうことを犯しかねないわけですので、そこについては注意しながら私自身も取り組んでいきたいというふうに思っております。

職員にも徹底していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第22号は原案のとおり決定していることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第23号 球磨村文化財保護専門委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第5、議案第23号球磨村文化財保護専門委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。今回、条例で名称が変わることだと思いますけども、私も勉強不足で申し訳ないんですけども、これまでのこの委員会の活動状況、あるいは人員というか、どういうメンバーで構成をされて、どういう活動をされておるのかというところをお聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） お答えいたします。

文化財保護専門委員ということで、今度から文化財保護委員というようなところで活動をしていた形になりますけども、今現在、文化財保護専門委員の方につきましては、5名の方がおられます。委員の方については、地域の方、それと、県の文化財保護指導員の方、また、大学教授等

が入っておるところです。

活動の内容につきましてですが、球磨村の各地域にある文化財についての巡視を行いまして、こちらの文化財の保存状況等を確認していただいております。また、毎年、教員と、あと教職員と、球磨清流学園の児童生徒にも、地域の文化財についての研修、そういったところの講師ということもしていただいております。

それと、あと会議でございますけども、毎年3回程度を実施しております。また、県とか文化財保護の協会、ありますけども、そういったところが主催をしております研修会も参加をしていただいているというところでございます。

○議長（田代 利一君） 3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） ありがとうございます。なかなか、私どもよく分からない部分もありましたので、教えていただいたところではありますけども。

その中で、村には文化財が各所ございますけども、令和2年災の際に、いろんな文化財が被災をしたというところで、再建をされたりした場所がございますけども、そういったところを、案内看板というか、看板だとか、柱なんかありますけども、そういったところが、私が知る限り、新しくなっているところもございますし、設置もされていないようなところもございますし、古くなって劣化をしているようなところもございますけども、そういったところも今後早急にやっていただきたい。

特に再建をされたところ、そこに何もないと結構ございますので、そういったところを早急にやっていただきたいと思っておりますけども、そういうものも再建をされて1年、2年経ってもないというところもございますけども、年間の活動を通じて、そういう話にはなっていないのでしょうか。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 看板とか、もう一つ、標柱というふうに私達は言っております。各地域の文化財に対しての説明書きとかをしてあるものについてなんですけども、今、委員がおっしゃられますように、当然、大部分、災害によって流された部分もございます。

もう一つは、既に老朽化して古くなっているというところも確認を、これもそういったところも含めて確認をしていただいて、古くなったところも、一応優先的に標柱の建て替え等というのを、年次予算をつけてやっているところでございます。

ただ、全てに対して、それが一度にできるかといったら、ちょっとできないものですから、年々予算に応じて優先をつけて、そういった建て替えをと、看板とかなんかも別でつけていくというようなところで、今現在やっているというところでございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 先ほども言いましたように、再建をされた、あるいは移転をされたという文化財等がたくさんございますので、そういったところは早めにこの対応をしていただきたいと思いますので、年間活動を、通じて活動されておりますので、会議体だったり、パトロール、地域の方もいらっしゃるということですので、そういうところはしっかりと早めに対応していただきたいと思います。

引き続き対応をよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。今回、この条例は、専門委員といった文化財保護専門委員と、委員会、委員ということを、専門というのを削るというような条例の提案だと思うんですが、以前から、専門委員というと、削れば、文化財保護専門委員じゃなくて、文化財保護委員というような流れにすればというような、以前からお話はあったんですけども、今回、どうしてこの時期に専門を削るということになったのか。

あるいは、球磨郡管内の名称がどうなのか教えていただければ。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 文化財保護委員というようなところで今回いたしましたのは、文化財保護法、こちらのほうの改正が以前あって、球磨村のほうは、それが以前からなされていなかったというところに応じて、今回、次に条例改正の議案も上げておりますけど、この機会に一応、名称改正というようなところで考えていたところで、今回、名称の改正というようなところでございますけども。

ほかの町村の、どうなっているかというところは、すみません、調べておりませんでした。申し訳ございません。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 多分、管内の市町村は既に専門を削ってあると思います。

私も教育委員会におりましたときに、専門委員という、多分、保護法が改正になったのはずっと以前のものだろうと思います。この頃の保護法の改正じゃないと思います。文化財保護法の改正は。ずっと以前から改正があって、私のときにも、どうでしょうかということで委員さん方にお聞きをしたときに、その中に、やっぱり専門という、委員というのを、非常に大切にしておられた方がいらっしゃいました。

委員会も専門を削る。ほかのところも、今おっしゃるように法律も変わったし、よその管内も、だから専門もということで、一回したことがあって、どうしても、専門委員というのに非常にプライドといいますか、そういうのをお持ちの方がいらっしゃいますので、そのときにはなりませ

んでしたので。

ただ今回、削られるというところでございまして、異論といいますか、その委員さん方から、そういう異論があったのかないのかというのは分かりますかね。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 異論があったというところは聞いていないところです。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） ということは、文化財保護専門委員さんに、今度、専門を削るからというような、ご意見もまだ、お聞きはされていない。お聞きされておる。なりますからって、お聞きをされてのこの提案じゃないということですね。委員さん方にはこうやってそういう説明せずに、今回提案をされるということでございますね。分かりました。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第23号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第24号 球磨村文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第6、議案第24号球磨村文化財保護条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番です。文化財保護条例、読みますと、村指定文化財とか、村として保存の措置を講ずる必要があるものとか、そういった文言が多いわけですね。そういうことは大事なことですけれども、地域の方々からすれば、全てが文化財に匹敵するような存在だろうと思うわけです。

どうしてくれということは私、言いませんけれども、ただ、気になるのが、令和2年の7月豪雨災害、多くの文化財が被災を受けたと思いますけれども、災害地は球磨川しかイメージがないようでありますけれども、村内全てが被害を受けているわけですね。そういった中での、そういった文化財の災害後の追跡とかされたことはありますか。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） これは、私自体がというようなところで考えてもよろしいでしょうか。委員会がというような。

○議員（7番 舟戸 治生君） 村としてですね。

○教育課長（毎床 貴哉君） はい。全てというわけではないんですけれども、一部の文化財等には、そのの現地を確認したりとかというところはしたところでございます。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） ありがとうございます。

私も、研究会にそういった文化財をまとめた資料があったと思うんですね。大きいやつ。それは前、拝見させていただいたことがあるんですけれども、やはり、ないやつは、ある意味では全焼でも結構ですので、現状の、災害でなくなりましたとか、そういったことも大事だろうと思うんですね。そういったことも、どこかに決めていただければなと思っているところです。

私の茶屋地区というところであって、いろんなお地蔵さんとか、子育て地蔵とかおられまして、それからまた、あったんですけれど、今どこに行つとるかも分からない状況にありますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（田代 利一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第24号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第25号 児童福祉法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第7、議案第25号児童福祉法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第26号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の
全部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第8、議案第26号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。2番。永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。全協のときにもご説明をいただいたと思いますけど、「かわせみ」の入湯の定期券のことが、全協の中でも議題になったと思います。

取扱いをどうするのか、村から、3月までは村営ですけども、4月からはグッドスタッフがということになりますが、定期券といいますか。すみません、取扱いをどうするか、もう一回、ちょっと分かるようにといいますか、よろしくをお願いをしたい。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 4月から直営からのグッドスタッフさんに変りますので、今、定期券を購入された方というのは、3月31日までしか使えないということで、この前、ご説明をさせていただいたと思います。もちろん、これが、今、球磨村の歳入として料金が入っておりますので、これらはグッドスタッフに使うということは、やはり性質上できないと考えています。

では、どうするかということで、これは検討しましたけれども、実際は、歳入として村の中に予算、利用券が4月以降の分も入っているということです。まだ、現年度予算の中から歳入、還付という形で、個人にお支払い、お返しすると、これは日割り計算になりますけれども、そういう形で返ささせていただければと思っております。

あわせて、定期券が使えないということで回数券を買われた方もおられます。実際、回数券を使い切らなかった方というの、もちろん出てくると思いますので、そこにつきましても同様の対応をさせていただければと思っているところです。

ただ、お返しする際には、お名前、住所、それから、お返しする際の情報等が必要になりますので、そこにつきましては、「かわせみ」のほうに用紙を備え付けて、こういう形でお返ししていくということで資料を備え付けて、3月31日まで、それらを取りまとめたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 分かりました。４月以降、お持ちの方に対しては、日割りを計算して、お返しをする、還付をするということで、新たに４月からの、また、回数券なら回数券をお求めていただくということですね。じゃあ、今まで持っていた方は、還付の請求をしなきゃいけないということですね。

ただ、この還付請求をするのは分かるんですが、村内だけの方じゃない部分もございますね。村外の方々が買っていらっしゃることもございますよね。回数券を持っておって、それを忘れてていいですか、どっかにという部分も、せんばんけど、もうよかたいということですよということも出てくる。

後で、これは期限を切って、何月何日までにそういう回数券の還付を受けてくださいという期限を切ってされるのでしょうか。ずっと持っとったで使えないということの、３か月分ですよ、多分有効期限が３か月だったと思いますけれども、やっぱり３か月まで切ってということで、期限を切ってアナウンスをされるということですか。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） まず、定期券につきましては、村外の方ですので、村外の方が来られたときには、そういうお話をさせていただきたいと思います。

回数券につきましても、今回、使えないということで、村外の方が買われた方というのはもちろんおりますので、その方については、その情報というのは発信ができると思いますし。

ただ、村外の方で買われて、例えばかなり前に買われた方もおられるかと思いますが、どうしてもそういった方々の情報というのは、私達も把握できない部分もございますので、その方につきましては、申し訳ございませんけれども、３月３１日で使えないというところで、線を引かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 分かりました。すみません、勘違いをしております、村内の方だけが定期券。分かりました。

じゃあ、やはり丁寧にやっぱりそういう方々が、そういうこともせんやった、教えてくれんやったといって、お客さん離れになってしまうというのは、やっぱり一番困りますので。ぜひ、また今後も「かわせみ」をご愛顧いただくということで、常連さんがいっぱいいらっしゃると思いますので、ぜひそういう、やっぱり丁寧な、寄り添った丁寧なご説明をしていただければなと思っておりますけれども。

関連で質問してよろしゅうございますか。

○議長（田代 利一君） はい。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 現在、「かわせみ」、グッドスタッフさんが今、肅々と４月１日の開設に向けてしておられると思うんですが、料理長さんは、聞くところによれば、まだ決まっていないというような私、話を聞いたんですが、料理長さんは決まっておられますか。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 料理長につきましては、以前、グッドスタッフさんから、目星はついているということでご説明をさせていただいた後、実際、この前確認をしたときには、村のほうに、「かわせみ」のほうに着任するということで了解を得たということでございます。

ただ、向こうのお店が３月３１日までは勤めないといけないということです、こちらに来ていただくのは４月１日からとなっております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 分かりました。じゃあ、以前の席がまだ３月３１日までであるので、それが終わってからじゃないと、こちらにということで、決まっておるということですね。

「かわせみ」で宴会をしたいとか、今日、傍聴席でおいでいただきます方も、同級会を必ずするんだというようなことで、本当に「かわせみ」を愛していちゃいますので、「かわせみ」の、ぜひ、宴会、あるいは宿泊、いろんなところで「かわせみ」がにぎわっていけばなと思っております。

ただ、ひとつ言っておきたいのが、以前のことがございますので、綿密に情報のやり取り、いろんな経営状況、いろんなことも含め大変だと思いますが、グッドスタッフさんとは綿密な情報共有をしながら、何かあったときには、今、解決しておれば、火種ができたときに大きな大火にはならないときに、やはり、そうやって改善をしていくというのが常でございますので、村長も含め、ぜひ、担当課は大変だと思うんですが、失敗はできませんので、ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。答弁はいいです。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに。４番、東純一君。

○議員（４番 東 純一君） ４番です。第２条のところに、「かわせみ」の名称及び位置は別表のとおりとすると示してあります。その別表を見ましたときに、施設名は交流促進・温泉・宿泊施設（本館）と、物産品販売施設、物産館と交流施設やまなみと、かわせみキャンプ場、その施設名と住所を明記してあります。

そこで、私ちょっと思ったんですけれども、かわせみキャンプ場、前からいろいろ、ほかの議員の方からも話は出ておりましたけれども、この施設名は、かわせみキャンプ場となっておりますけれども、グラウンドゴルフについて、場所はできないものかというご意見も以前からあって

おりましたけれども、施設名を見たときに、かわせみキャンプ場ということになっておりますも
んですから、その辺のところはグッドスタッフさんあたりとも、そんな話の交換などはできてお
りますでしょうか。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 施設の中に、かわせみキャンプ場と記載がありますけれども、
これについては起債を使っているところで、これを名前の変更がなかなかできないというところ
もございます。

ただ、利用につきましては、今、芝がちょっと伸びていますけれども、あれを、芝を刈ると、
グラウンドゴルフも十分できる場所にはなっておりますので、なかなかキャンプも夏場はあるか
どうかは今のところ不明ですし、グッドスタッフさんもキャンプ場としての利用はなかなか難し
いだろうということでございますので、そこはグラウンドゴルフというところで申し出ていただ
ければ、使えるようにはグッドスタッフさんと調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 東純一君。

○議員（4番 東 純一君） 分かりました。

名前がキャンプ場というところを出しておかないと、また調子が悪いといひますか、そんな感
じというところですかね。使おうと思えば、グラウンドゴルフとか、そういうのも使用はできる
かなというところで認識しておいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○議長（田代 利一君） 3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 「かわせみ」、4月1日からということで、新たな指定管理者と
いうことになっておりますけども、全協あたりでもちょっとお聞きをしましたけども、今現在
6名、直営の方でいらっしゃる中で、退職をされたり、聞くところによれば会計年度任用職員さ
んで別の部署に配置を希望される方がいらっしゃるということでお聞きしておりますけども。

実際この6名が何名ほど残られるのかなというところなんですけども、職員4名、パート
11名、本当にこの人間が集め切れるのかな。指定管理者のほうで人員をそろえてくださいとい
う中で、そういった情報を、もう2週間ですよ。何かお話は聞かれておりますか。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 職員につきましては、私達も考えるところでございますけれど
も、現在6人職員がおりますけれども、実際、今後引き続き希望される方につきましては、3人
が引き続き希望されるということと、職員は4人ということでございましたけれども、調理人に
つきましては1人確定をしていると。

それから、支配人につきましては、なかなか最初はスタートが肝心でございますので、なかな

かそういうノウハウを持った方というのも見つけれなかったということもございますけれども、そこはホテルの経験者というところで1人確保ができているということでございますので、まずはその方に入っていていただいて、この運営をしっかりとものに方向づけをしていただきたいと思います。いまして、そういう方が入っていただく。

また、パート等についても、今、ハローワークにも出しておりますけれども、なかなかそういう応募がないというところもございます。

今回、村の広報紙の中で、村内の中にも広く周知しながら、募集につきましては村も一緒にやっていきたいと思っておりますし、やはり、どうしてもできないというときには、グッドスタッフの系列の職員もこちらのほうに派遣ができるということでお伺いしておりますので、実際、4月からスタートするときに、いつから全体の人数が確保できるのかというところについては、今後細かく詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 2週間というところで、いろんな話が、この従業員さん、残られる職員さんあたりからも話をお聞きをしましたけども、やっぱり、働かれる方々、物すごく心配をされておられる状況で、言われたように、職安あたりに募集しても、ほとんど応募がないという話もございましたし。

先ほど料理長の話もありまして、料理長あたりは村外の似たような施設からおいでになるということですが、引き抜きじゃありませんけど、そういったところも心配をされる部分もございますので、レストラン、宿泊、そういったこともそれぞれやられる中で、しっかりと経営をやっていたきたい。

そこに村が、やっぱりしっかりと関与していただいて、一緒に経営じゃありませんけど、しっかりとした運営体制を、確認をしていただいてやっていただきたいと思います。

とにかく皆さん、やっぱり心配をされておりますので、そういったところの不安を取り除くような、村としての関わり方をお願いをしたいと思えます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 別表第2、交流センターやまなみ（「別表第4」と呼ぶ者あり）別表第4、ちょっと勉強不足で、どういう事案というか、これを徴収しないものと徴収するもので区分してありますけど、これはどういったことを踏まえてされているのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 2千円と4千円の違いということでございますけど、通常、会議とか使う場合については2千円で徴収をさせていただきたい。これは以前もそうでしたけれども、そういう形でさせていただきたいと思います。

4千円につきましては、例えば、そこで映画を上映するということに、入場券を取る、そういう方については、やはり利益が発生しますので、そこについては時間当たり4千円徴収させていただくという形を取らせていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） ちなみに、PTAで謝恩会をしますといったときに、使いますといったときに、どっちを。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 現在の中では2千円でさせていただきたいと思いますが、その中で、「かわせみ」から料理を取っていただくとか、そういうところでございますと、ちょっと向こうと協議をさせていただきたいと思います。（発言する者あり）

すみません、以前は、無料ということでございましたけども、その詳細のところを詰めておりませんでしたので、以前はこういうことであったということで、今度、グッドスタッフになりますので、そこと協議をさせていただきたいと思います。

できるだけ利用していただけるよう確保をしていきたいと思いますので、どうぞご利用いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、第26号は原案のとおり可決されました。

本会議の途中ですが、ここで昼食のために休憩します。午後1時から再開いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（田代 利一君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

教育課長より発言の訂正の申出があっておりますので、これを許可します。教育課長、毎床貴

哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 午前の議会の会議におきまして、議案第23号の文化財保護専門委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、永椎議員からの質問に、委員の方はこの件について知らないというようなところで私も回答いたしましたけども、今年2月24日の文化財保護専門委員の会議において、この件につきましてお話をいたしまして、全ての委員の方の承諾をいただいているということで、そのときに特に何も質問はなかったというようなことでございましたので、修正をいたします。大変ご迷惑をおかけいたしました。

日程第9. 議案第27号 球磨村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第9、議案第27号球磨村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。この改正条例については、私、特段、賛成でございますけれども、心配をしておりますのが、この届出をしなくて、せずに野焼きをされる方、あるいはというのがまだ村内でも見受けられます。これはどこの課、環境なんでしょうかね。そういうときの周知っていいですか、やはり近隣、近所の方がそういうのをあつてからということで役場にお届けになれば、役場からの防災無線等々で野焼き禁止ですよとかというような発信をするんですけども、なかなか周知がなされてないときに、そういうのが見受けられたときに、もしそれが飛び火をして山林火災に発生をすとかいうことも考えられますので。届出をしないときの対応といいですか、野焼きをされているときの対応等々がちゃんとマニュアルといいですかね、あるのかどうかを含めお聞きをしたいと思っておりますけども。すいません、関連でございますが。

○議長（田代 利一君） 税務住民課長、大岩正明君。

○税務住民課長（大岩 正明君） 税務住民課のほうですけれども、環境衛生のほうで、広報や防災無線のほうで、野焼きをされる際は火事にならないように注意して、報告の必要なものについては報告してくださいということで周知はしているところなんですけれども。お尋ねがあったときに、やはり野焼きに関しましてはできるものとできないものとありますので、野焼き、特に、農繁期、稲作関係の、秋口にはわらを燃やされるケースがあつたりします。それで、そういったときのお尋ねに関しましては、やはり野焼きの火が周囲に迷惑にならないように、それから、消防署への連絡はしてくださいということで返答してお願いはしているところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 課長の言われるのは十分分かるんです。届出をされて野焼きをさ

れて、野焼きの中でもしていいものと、今おっしゃるようにわら等々をするということで。ただ、消防署に多分届けをやっぱりしなきゃいけないんだろと思うんですね。私が言ってるのは、届けをせずにそういうところ、発生した場合のマニュアルといいますか、どういう、ちゃんと区長さんあたりとか住民の方々にそういうのを周知して、通報といいますか、ご連絡を差し上げて、こちらから防災無線なり、あるいは消防署等々にこういう地区であっているというようなことが、後で注意してくださいって、発見した場合、後で消防署に通告まででいったんでしまってからご連絡を差し上げて、未然にといいいますか、そういう飛び火で大火にならないようにするというマニュアル等々があるのかなということで質問したところです。

おっしゃる意味は分かるんですけど、届けをしなくてとかいうときがあるときということでそういうものは、なければ、今後そういうことで十分周知徹底といいますか、やっぱり野焼きをするときにはそういう届けが必要ですよということで、周知徹底していただければいいと思いますけれども、やっぱり中にはまだ届けをしなくてされておるということをちょっとお聞きをするものですから、ということでした。

○議長（田代 利一君） 税務住民課長、大岩正明君。

○税務住民課長（大岩 正明君） マニュアルですね。マニュアルにつきましてはございません。

私も確認したことがないところなんですけれども、一応、注意していただきたいのは、一般カテゴリー、こういったものを庭先とかああいいうところで燃やすのは禁止ですよということで周知をしているような状況でございます。ただ、そういった野焼きの情報が入りますと、私達は現場に駆けつけて、原因の追及と本人さんへの指導ですね、指導、助言、そういったところを行うようにはしておるところです。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第28号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第10、議案第28号球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 今回条例を改正されて、主なところでいきますと、機能別消防団のほうを統合して、女性消防団をというところではありますけども。前期あたりで頂いた資料を見ると、基本となる消防団員がちょっと数えてみましたら122名ということで、来年、8年度、またどうなるかというところもありますけども、非常にこの数が少なくなっているといったところで。機能別という部分もございすけども、この機能別消防団についてなんですけども、役場の機能別、これをなくすということで、ほとんどの課長さんだったり係長さんだったり、何かありましたら役場に集合されてというところだと思いますけども。それ以外の、例えば定年をされて継続雇用なり会計年度任用職員になられた方々、こういう方々が機能別に入っておられるのか、そういったところの状況をまず教えていただきたいと思いますけども。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） お答えいたします。

すいません、手元に名簿の資料はございませんが、機能別消防団、役場以外の機能別ということで、1分団から6分団ございまして、全員で今23名入団をしていただいているところでございます。この中でまだ機能別が発足していない分団が2分団、3分団、そちらの分団についてはゼロ名というところでございます。ちょっと名簿を確認いたしまして、例えば役場OBの方、どっかいらっしゃると思いますので、そういった方々については、分団、幹部会議がございしますので、そういった中で、会議の中でいろいろ説明をさせていただいて、勧誘等をしていただいて、できるだけ加入していただくようお願いしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 今現在そういう方は多分いらっしゃらないのかなというふうに思っておりますけども、何でそんなことを言うかという、やっぱり機能別消防団、言われたように2分団あたりは誰もいないというところで、各分団10名程度という中で23名しかいらっしゃらないということで、役場の機能別を解散というか、なくなるということになりますので、そういったところもしっかりとやっぱり声かけをしていただいて。退職をされてもう役場にいらっしゃらない方もいらっしゃいますけども、そういう方々に消防団OBとして入っていただくことと、やはり機能別、大事な組織だと思いますので、その地域にとってはもうなくてはならない人達だと思いますので、そういったところにもしっかりと声をかけていただいて。やっぱりこの23名というのは少なすぎると思いますので、消防団の幹部会議等々あるかと思いますが、

そういったところでしっかりとお声かけをしていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに質疑はありませんか。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。今、ちょっと西林議員の言われることとちょっとかぶるかもしれません。役場の機能別消防団はもう解散をするということで、以前全協でもお話がありましたように、有事の際にそちらのほうに執務を、役場職員ですので有事の際には消防団の活動じゃなくて、災害対策本部としての活動をやっぱりするというので、役場の機能別消防団は、ということでした。職員さんは分かるんですけど、じゃあ役場の今、会計年度任用職員さんとか再任用の職員さんがいらっしゃると思います。そういう方達も災害対策本部といいますか、そういう災害対策本部の中でそれぞれの業務とかあると思うんですが、そういう中に入っておられるんでしょうかということをお聞きをしたい。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 正規職員だけではどうしても有事の際に避難所の関係が手薄になりますので、会計年度任用職員の方にもご協力をいただいて対応をいたしております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 会計年度任用職員の方もしているし、再雇用、再任用の方々もその中に入っておるということですね。で、そういう中でいろいろの避難所の勤務だったり、いろんなところをされておるということでございます。で、その中で、今度女性消防隊を役場の方を中心としてということでこの前ご説明がありました。役場職員以外の方でもその女性消防隊、ラッパ隊ということ、ラッパをされる方がということで、役場職員以外の方で女性の方がその女性の消防隊に入るのが可能なかどうか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 議員が言われますように、基本的にはラッパ隊ということで考えてございます。昨年、女性の役場職員、希望調査をしたところ、複数名手を挙げていただきましたので、この職員プラスアルファで住民の方にもご協力いただきたいなというふうに考えております。この議案が通りましたら速やかに募集等々を開始したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） おっしゃる意味は分かりますが、ラッパ隊だけじゃなくて、やっぱりよその、近隣の人吉を、じゃあ人吉消防団を見ていただければ、操法大会でいつも優勝するんですよ、女性消防隊の操法大会とかなんかがあるときには。優勝するんです。だから、ラッ

パ隊も、それはラッパ隊は私、別にラッパ隊やってということ、それするんじゃないんですが、女性消防隊をせっかくお作りになるということであれば、そういういろんな活動の場。もうやっぱりそういう消防隊ということであればそういうのを含めたところで考えて、先ほど言いたいのは、役場職員だけでなく幅広くやっぱり住民の方々にも周知いただいて、より多くの方が入っていただければこの団員、233名ということで今度は改正をされますけども、そういうのに近づく。今、現員233名いらっしゃいませんですね。そういうのに近づいていく。せっかく定数を定めるのであれば、そういう方達にもやっぱりどんどん募集をかけて定数を少なくするといいですか、定数に近づくような団員数になるんじゃないかなとちょっと思いましたもんですから、そういうラッパ隊ということに限定をせずに、女性をやっぱり活躍させるような消防組織ができれば理想だろうと思いますので。人吉、ご存じですね、人吉の消防、操法大会でいつも優勝される女性、そういうのもやっぱり参考にしながら、よりよい消防団活動ができればいいと。プラス、先ほど西林議員が言われましたように、機能別消防団の充実、拡充といえますか、そういうのをぜひお力を入れていただければなと思っていますところです。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第28号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第29号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第11、議案第29号令和7年度球磨村一般会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。22ページでお尋ねをいたします。

寄付金で、今回ふるさと応援寄付金が1,900万円ほど減額となっております。当初6,000万円ほどだったという目標の中で、今回4,400万円ということで、その分を今度ふるさと応援寄付金が減っている。この現状を見て、今後どうつなげていくかということも、村長からはもう本当に頑張っていくんだと、今度ふるさと創生室を作って、やはり6,000万円で

したか。今回、令和8年度目標額には近づけていくということでございましたんですが、やっぱり要因といいますかね、集まらなかったと言えば失礼でしょうけど、何かあると思うんです。なかなか返礼品だったのかどうなのか。やっぱりそういうのが何か原因があったので集まらなかった部分があるんだろうと、寄付頂けなかったのがあるのかなということで分析をされておるのか。

それとあわせて、水資源活用基金の繰入金で2,000万円ほどが今度また減額をされております。これは法正林化等々、また森林組合等々で間伐材等々を搬入していただいたその売上げ等からこの資金繰りをされると思うんですが、この要因がちょっと、10万円ほど収入が減っておりますからこうあるんでしょうけども、検証か何かされておればと思ひまして、すいません、2点ほどお願いします。

○議長（田代 利一君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税のほうでございますけれども、今回減額ということで予算のほう上げさせていただいております。現状、2月末現在ではございますけれども、約3,940万円程度の寄付ということになっております。その金額に合わせると思いますか、見合うところで今回補正ということでさせていただいております。

なかなか毎年、最近では6,000万円ということで目標を達成させていただいて活動はさせていただいているところでございますけれども、やはりどうしてもふるさと納税、どこの自治体さんも力を入れていらっしゃる。当然のことだと思うんですけれども、やはりいろんなふるさと納税をするポータルサイトがあるんですけれども、そこでなかなかやはり同じような品目といいますか、例えば食料品であるとか、その中でも肉であったり果物であったり、その中でもいろいろ分かれてくるんですけれども、やはりなかなか、寄付額が多く集まっているというところがやはりそのページでいうと最初のほうに出てくるというところがあるのかなというふうに思います。その中で球磨村が出しているふるさと納税の返礼品を見つけていただくというところがなかなか難しいのかなというふうに思っております。

今年度新たに幾つかのところとまたポータルサイトを開かせていただきまして、窓口といいますか、見ていただけるサイトを増やして取り組んでいたところではございますけれども、まだなかなかそこが広がっていないといいますか、そういったところが要因なのかなというふうに思っております。

それから、先ほどの繰入金、（「水資源」と呼ぶ者あり）水資源ですかね、のほうなんですけれども、まだ実際には今の法正林化、それから間伐等によつての収益をこちらのほうで、経費を差し引いた後になるかと思うんですけれども。残りを基金のほうに入れるという形にさせており

ますけれども、まだ金額が全て確定は多分してなかったかと思います。ですので、まだ若干動きがあるのかなというふうに思っておりますので、まだ実績がきちんと出ていない状況になっております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） すいません、ふるさと応援寄付金は産業振興課でございましたですね。以前、お話をしたときに、どうして復興推進課から産業振興課に配置替えといいますか、なったんですかってお聞きしたときに、農業係との関連が出てくるので産業振興課にしましたということで、村長がまだなられる前にそういうご答弁でした。

要は農業係とのセッションをするのに、別に農業係がなくてもということで私も言った記憶があるんですよ。で、そのときのお答えが、農産物をふるさと納税の返礼品として、あるいは農産物を加工したのを返礼品としてというようなことを、そういうご回答でした。ただ、今のお聞きすれば、先ほどからずっといろいろ出ておりますけども、なかなかやっぱりそういうのが見いだせないところだろうと思うんですね。で、もう終わったことといいますか、もう補正、3月ですので、多くは申しませんけども、やっぱりそういう農業係に持ってきた意義というのをしっかりと果たしているのかどうかは私は疑問でございますので、もう終わったことですので言いませんが、今度、村長、令和8年度からふるさと創生室をしっかりと立ち上げていただいて、取り組んでいただくということでございますので、ぜひ目標額以上の成果が出るように、補正、補正で、増額します、増額しますというような予算立てをぜひ頑張ってくださいねと思っておりますので。すいません。前の感覚でこっちばかり見とったんで、すいませんね、産業振興課でございましたね。農業係でしっかりとするというので去年はご答弁されたけども、本当にそうだったのかなと、申し訳ございません。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 以前の配置が、今、話を聞いて分かりましたけど、農業との関連性が高いということで産業振興課ということですけども、やはりふるさと納税に取り組む上では、これは人の見方というのが、その村がどれだけ頑張ってるかと、どれだけ応援したいかという魅力発信、そしてまたその税の使い方がどういうものに使われているのかというような話で、農産物に限らず、そういった村の姿勢が問われてると思います。

それと観光、それといろんな、この前も申しましたが、空気のようなものでも何かパッケージ化して商品化してできると。何がそういうような返礼品になっていくのかというのを分かりませんけれども、農産物に限らないということと村の姿勢が問われているということで、そういう村全体の教育にける思いとか子育ての教育をどういう教育をやっていくとか、いろんな魅力

を発信することで村に対する応援団を増やしていきたいというところで、次年度からはふるさと創生室というところでやっていきたいというふうに思っています。所属についてはまた別途申し上げますけども、そういう形で進めてまいります。（「お願いします」と呼ぶ者あり）よろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） ほかに質問はありませんか。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） ちょっとお尋ねをしたいんですけども、地域脱炭素移行・再エネ推進事業、これ今年は繰越しになってるんでしょうか。令和7年度については。予算書の41ページには載ってるんですけど、これ今年は繰越しはされていないということ。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 失礼いたしました。予算書の5ページのほうにある繰越明許費でございますけども、この中の地域脱炭素移行・再エネ推進事業ということで繰越しはしております、さんがうらの空調設備とか、そういうものを今後7年度で実施していくと。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 昨年も繰越しをされたのでいろいろ聞いたんですけども、今年度は屋根貸し制度をある程度一旦終了といいますか、大型のやつはもう一旦終えて、ソーラーシェアリングを中心にやっていかれるということだったと思いますけども。繰越しをされたということは何か事業がうまくいかないというか、ソーラーシェアリングだけじゃないと思いますけども、令和7年度はどういったものを中心にやっていって、なぜ繰越しをされたのかというところをちょっとお聞かせいただければと思いますけど。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 今年実施しましたソーラーシェアリングですけれども、三ヶ浦の梅の木鶴の農地のほうに出させていただきました。これが要は機器的には、機械的には特殊というところございまして、なかなかそういうのも確保できなかったところと、場所の選定で、どうしても発電した後送電する、その場所の選定がちょっと時間がかかったということで、そういうことで今回繰越しをさせていただいて、場所が確定して実施したということになっております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） なかなか、初めての試みという部分もあろうかと思いますけども、8年度の当初予算を見ますと、また更に6,254万7千円というところで予算化をされておりますので、どういうものをされるのかなというところもあるんですけども。ほかに、後でお聞き

をしますけども、小水力の委託業務等々も発注をされておりましたので、その辺も踏まえてちょっとお話は後で聞きますけども。

あともう一点、意見交換会か何かのときに話題になりましたけども、球磨村森電力の契約数が八十数戸しかないといった状況で、村の人を雇って契約数を増やそうという話になってたかと思えますけども。意見交換会からもう半年以上たってる状況で、その辺がどれぐらい増えてるのかな、その辺が物すごく興味があるところであって、村でしっかりと脱炭素先行地域としてやっていくのであれば、そういうところもしっかりと取り組んでいただかないといけないと思ってるんですけども、状況をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 意見交換会のときに、村もやっぱり同じように推進していく必要があるんじゃないかということでご指摘をいただきましたので、村としてはやはり広報紙等でこういう森電力がどういう事業をやっていて、その中で村のところにはこういう還元があるということで今、毎月広報紙でお知らせはしているところでございます。その成果あって、やっぱり役場のほうにも森電力さんのほうにも数件、申込みが増えたというふうに聞いておりますけれども、実際どれだけ増えたかというところにつきましてちょっと今日数字を持ってきておりませんが、確かに今あれ以降、そういう成果があって申込みが増えているというところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） しっかりと実績は上がっているというところだと思いますけども、やっぱり村は脱炭素先行地域という取組をされておりますので、そういった森電力の契約数だったりだとか、ソーラーシェアリング、屋根の制度もまだまだされていくんだろうと思いますけども、やっぱり最終的な目標があるわけですね、村としては。何でしたっけ。ゼロカーボンサポートビレッジくまむら、この辺を目指されるという目標があるんだろうと思います。2050年でしたっけ。そういうのにしっかりと対応できるように、せっかく国から頂いたものですので、しっかりとその辺は、森電力に全部お任せするんじゃなくて、やっぱり村もそういうところにしっかりと入っていただいて取組をしていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 26ページで、地域おこし協力隊活動委託料3,450万円の減額になっております。この要因、減額の要因、いろいろ契約が変わったでとかというようなこと

も以前あったと思いますけども、この3,450万円の減額の要因といいますかを教えていただければ。委託料の。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 7年度当初で8件の事業で地域おこし協力隊を募集をしたところでございますけれども、なかなか募集が集まらなかったというところで、まだ現在も募集を続けているところでございますけれども、実際募集に来なくて、募集しても至らなかった部分について、ちょっと予算的には今回落とさせていただいたところでございます。

今、募集しているのが一勝地赤豚サクセッサー、それから農業担い手プランナー、ジビエ利活用促進オーガナイザーという3つの事業について募集を続けているところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） ということは、当初募集をしたけども集まらなかったのもう減額をしたということです。ただ、引き続きその募集はかけておるということですか。今のご説明では。（「はい」と呼ぶ者あり）ということは、どうして予算を減額をするのか。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 今応募があっても、なかなかすぐに採用ということにはならないので、今回のものについては来年度予算で当初で上げさせていただいて、改めて4月以降、応募があればお願いをしていきたいと考えてます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。これとは別ということですね。今度、3人今募集中ということ。一緒に言われたもんですから。

言いたいのが一つございます。地域おこし協力隊、食のプラン何とかプランナー、あるいは6次何とかとかいろんな名前の中で、活動が、どういう活動をされておるのが全然見えてきません。で、地域おこし協力隊で募集をするけども、今度はこうやって減額をした。これは集まらなかった。だから今おっしゃるように、新年度、8年度ではまた、そういう募集をする。募集をすることはいいんです。地域おこし協力隊来ていただいて、うちのそういう事業に取り組んでいいんだけど、名前がずっと、緑の食のプラン何とかとか、6次何とかってありますよね。そして、その方達の実態といいますか、活動が見えてこないんです。私、先ほどの熊日は取ってませんけど、人吉新聞は取っておりますので、人吉新聞で、あさぎり町であった地域おこし協力隊の記事を読みました。非常にやっぱりよそはそういう活動報告会であったり、こういうことをしていますと。以前聞きましたときに、広報紙ではコラム的じゃないですけど、そういうことでされていることというのは聞きましたんですが、やっぱりその活動とこの名前が、コンシェルジュと

か何とかというのが、私達も理解できないのに村民に理解できるのかどうかも含め、やっぱり地域おこし協力隊ということで、みんな期待はしているんだろうと思います。やっぱり若い人が来ていただく部分もごきますし。また実態が、ここの球磨村の地域おこし協力隊なのに、よそで事業もしていいとかなんとかであるということも聞きました。そういうのもやっぱりいろんな要因がある中で、しっかりと球磨村のやっぱり地域おこし協力隊なのでまずは球磨村のことをやっていただくというのが私は筋だと思うんですが。すいません、これ産業振興課とかではなくて全体的なことをごきますので、どなたかお示しをいただければ。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 確かにこれまでも地域おこし協力隊の活動が見えないというのはご指摘を監査でも議会からも受けておりましたので、今年になってから、今3人おられますけれども、その報告会をやるかということで計画はしたんですけども、なかなか3人の日程が合わなかったということで、4月以降にそこは持ち越しをしたいと思っているところです。

実際なかなか、あさぎり町は地域おこし協力隊の方が取りまとめをしていただくというところもごきますので、しっかり活動は活発化しているというところをごきます。球磨村においても、3人の方が一生懸命頑張っておられますし、この前も球泉洞でもイベントをしていただきました。さんがうらでもイベントしていただきました。また、特産品開発の中でも、新しいジビエの生ハムとかジャーキーとか、そういうのを開発しながら、今、自ら東京都、いろんなデパートに商品の売り込みにも行っていただいておりますので、そういうところを見せ方というのは確かに弱かったかなと思ってますので、今後そういう見せ方はちゃんとしていきたいと思います。

もう一人、来年度までの方につきましても、球磨村の中で農業で起業するというところで、今、準備を進めておられますので、そういうような、よそのほうでいろいろ農業されてはおられましたが、球磨村の中で起業して、実際に球磨村のためにやっていくということでいただいておりますので、ここもやっぱり議会のほうにもちゃんと説明するべきだと思っていますので、今後、それをまとめて報告をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに質疑はありませんか。6番、嶽本孝司君。

○議員（6番 嶽本 孝司君） 今の地域おこし協力隊関連ですけど、当初球磨村においていただいた地域おこし協力隊に來られた方が、下球磨議会の会合があったときに、あのときは球磨村、五木、錦ですかね、そういう方が来て発表されたことがあるんですよ。だから、今、課長がおっしゃったように、3人の意見交換会ですか、そういうのもオープンにお願いできればなというふうにお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 私も今年度ここに来まして、よそを見たときに、やっぱりそういう報告会はあってありました。やはり球磨村が何のために地域おこし協力隊を雇って、球磨村がどういうふうに関係することをお願いしていきたいというのをやはり伝えていかないとけないし、地域おこし協力隊も、自分達はこういうふうに関係村のためになりたいんだということをやはり情報交換する場としてはそういうのも必要だと思いますので、今後そういう機会を設けながら、設定させていただければと思っています。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 予算33ページで、先ほどから話題になっております、ジビエの解体処理加工施設、新築工事で、減額が今回2,000万円というところになっております。当初1億円の予算を組んで、6月の補正で8,000万円増額をして、1億8,000万円ですね。そして今回1億6,000万円、多分この前の変更で1億6,000万円ぐらいだったですね。

何を言いたいかというと、まだ産業振興課長、林さんじゃなくて、前の高永、総務課長でございます。予算立てがやっぱり甘いんじゃないかと思うんです。予算立てが。先ほどの活動のあれもしかり、やっぱりこの村民の血税、税金を使って事業をしていくという上で、予算立てもしっかりとやっていかないと。まあこんくらいかかっど、こんくらいというようなことでは、やっぱりこういう、必要がなくなったから減額をされると思うんですが、この予算立ての考えをもうちょっとやっぱりしていかないと、うちが潤沢にあるわけでもない。財政運営も本当厳しいところでございますので、やっぱりこういう当初1億円、そしてすぐ6月には8,000万円、もう当初予算と変わらなぐらいの増額をしとって、最終的に2,000万円のまた減額と。1億6,000万円ではよかったということの。で、こういう予算立ての考え方をちょっとやっぱり真剣にといいますか、していただければと思うんですが、総務課長、どうですか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） まずは当初予算の予算立てがやっぱりはっきりしてなかったと。令和6年度に設計をさせていただいたとき、まだ実際の設計書が出来上がってない状態で予算計上を概算でさせていただいた経緯がございます。そして、その後6月には、増額になるということで、8,000万円程度増額をさせていただいたところがございますので、今後、予算立てについては、なかなか詳細設計が固まらないと難しいところはあるんですが、できるだけ詳細設計に基づいたところでの予算計上をさせていただきながら、必要によっては補正とかお願いする場合がございますが、そういったことが極力ないようにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 課長言われるの分かるんですが、このときにも全協なんかで説明をされたときに、そういう設計をしたことがないところに設計委託を頼んでおると。だから、金額が1億円、詳細設計はまだだったんでしょうけども、概算でこのぐらいかかるということで、まだ設計書もできてない段階で1億円の当初予算を組まれました。

というのが、やっぱりこの全協の中でも、設計をしたことがない、そういうジビエの解体、食肉解体とかなんとかっていろいろありましたけども、そういうところに設計をしたことがないところに設計を頼んでおるもんだから、途中でまた8,000万円、もう6月にすぐ8,000万円ですよ。当初1億円ですぐ8,000万円して、今回1億6,000万円でよかったので2,000万円減額なんだろうと思うんですけど、やっぱりそういうところからしっかりと今後は予算立てをしていかないと、余ったで、じゃなくて、じゃあこの2,000万円をほかの事業に使われたかもしれません。そういう住民サービスのところに。

分かるですかね、私が言いたいのが。もうこれが補助は、補助金はこの平米数に、こういう建物は平米数によって補助金が来ますので、金額が上がれば補助金上がるんじゃないんです。やっぱりもうあとは一般財源でございますので。ですからこの2,000万円多く切るのはいいんだけど、その2,000万円があったときに住民サービスにできたかもしれません。

だから、予算立てはしっかりとやっぱりそこを、特にこういう工事請負だったり、あるいはそういう委託料も含めてです。やっぱりしっかりとしていかないと、その2,000万円がほかの住民サービスに使われたんじゃないかなというのが私は非常に思うものですから、今後予算立てはしっかりとさせていただきたいと思いますし、住民サービスの低下にならないというのがやっぱり、やっぱり村民が一番ですので、村長もそのおつもりで村民の暮らしというのを言われてますし、私達も村民の暮らしが一番、村民が一番だと私も思っておりますので、この2,000万円が村民にとって住民福祉サービスの、やっぱりしたこともあるかもしれないと私思ったものですから。今後ぜひ予算立て、できないところはできないで結構なんですけど、こういうやり方をしようじゃということでちょっと申し述べさせていただきましたので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 永椎議員、どうもお世話になります。今おっしゃったように、この予算書を見た場合に減額が目立っておるということで、有効な予算、もう少し厳しめ、もうちょっと精度の高い予算を組んでおれば、ほかにも予算を有効に使えたんじゃないかというご指摘は当然

のことかなというふうに私は思います。

私も今回の経済対策の2月補正の予算から携わさせていただきました。当初予算についても算定をさせていただきました。一応私も目は通しました。

でも、今ご指摘があったように、工事関係、設備関係、そういったものについては、私達のほうで推しはかることのできないものについては、ある程度精度の高い見積書等は適切に取った、徴収した上で、予算を立てるというふうなことに努めてまいりますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 予算書26ページの企画費で何点かお聞きをしたいと思います。

先ほどちょっとお話をしました小水力の発電事業調査業務委託料ということで、しっかり予算を執行されておりますけども、以前我々にご説明がある中で、毎床の水路あたりを調査業務でやるという話だったと思うんですけども、業務は終わっていますけども、この調査結果、本当にあの水路で小水力ができるのかどうか、そういった報告書になっているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 今年度につきましては、小水力発電ができるかどうかの調査をしていただいたところでございます。今回、毎床の水路で調査をさせていただきましたけれども、もちろんこれは農業用水でございまして、農業に使う部分については確保しなければならないということもございまして。

それを踏まえて、どれだけの水量があるのかというのをポイントポイントで押さえながら、そして水を取るところから、どれだけの高さだったら発電ができるのかというところをしっかりと調査をしていただいた上で、可能ということで、今回のプロポーザルで業者のほうを募集をしたところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 可能ということは、小水力発電所として設置ができるということによろしいですか。はい。分かりました。

そういう結果報告になったということですけども、先ほど言った地域脱炭素移行・再エネ推進事業、こちらと今回のこの結果を、どのように、そちらの予算を使って発電所というか、そういうのを造っていくのか。それを主体的に村がやるのか、森電力がやるのか、その辺が今後この調査結果を踏まえて、どのように持っていかれるのかなというところが分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 今回の小水力発電も、これまで同様なところでやりたいと思っているんですけども、太陽光発電と比べますと小水力は常時発電ができるというメリットもございますし、環境についても、非常に有利というところもございますので、これをぜひ進めていきたいということで、以前からお話が出ていたところがございます。

今回、地域と一体になって、水力を発電するだけではなくて、地域貢献という部分もありますので、水路の補修であるとか、そういうものも業者さんが入って一緒にやっていくというところがありますので、村と地域と業者さんで一緒に、この小水力発電については、取り組んでいきたいと考えています。

もちろん、地域の方にもメリットがございますので、ぜひ進めていきたいと思っています。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 今回、毎床が可能だということで、できれば、ほかの地点、前々から高沢あたりもという話もありましたし、いろんなところで、そういった、本当に24時間発電ができる小水力ですので、そういったところも今後、調査というか、調べていただいて、また広げていただければと思います。

次に、この企画費の中で、よろしいですか、次。その下に、移住定住促進PR事業委託料ということで、減額ということになっていきますけども、これ、なぜできなかったのかというところをお願いしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 今回、予算を組ませていただいたんですけども、これにつきましては、地域づくり夢チャレンジ推進補助金ということで、応募をしまして、中身につきましては、移住定住をPRするために、福岡とかにも行っているんですけども、そのときにパンフレット、それからちょっとした球磨村という名前が入ったボールペンとかメモ帳を作ろうということで、計画をしていたところなんですけれども。これを応募したんですけども、採択にならなかったの、これが一般持ち出しですというよりも、もう今回は実施しないということで、ただ、PRのほうには、実際、村の今あるパンフレット等で対応して、PRには行っているというところがございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 応募がなかったということだと思いますけど、村のほうには、移住コーディネーターあたりも配置をされておりますので、やっぱりそういった人材を活用していただいて、やっぱりそういうところも、応募がなかったというところ。（「応募じゃなくて、採

採択されなかった」と呼ぶ者あり）採択されなかったということですか。なるほどです。夢チャレンジ。分かりました。

今後、そういうところはしっかりとまた取組をお願いをしたいと思いますけれども、続いて、その下のこの負担金及び補助金の中で、空き家利用促進補助金、移住定住促進支援給付金、そして、結婚支援金というのが以前あったと思いますけれども、その辺の減額を含めまして、実績というか、そういったところをちょっと教えていただければと思いますけれども。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） まず、空き家利活用促進補助金につきましては、令和7年度につきましては、家財道具処分のところで1件20万円で行いました。

移住定住促進支援給付金につきましては、7年度で、移住住まい応援給付金ということで、これは1世帯、転入してこられたところには3万円、また子どもさんがおられれば加算金ということで、給付金を準備しているところでございますけれども、7年度は9件の転入がありまして、30万円支払いをしているところでございます。

それから、住宅取得給付金というのもございまして、7年度、塚ノ丸に引っ越してこられた方が、家を建てられたということで、家の取得ということで20万円を支出しているところでございます。

結婚対策のことは、ちょっと私のほうで、資料を持ってきませんでしたので、移住定住につきましては、以上でございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 空き家の補助金だとか、移住定住、それなりの取組を、先ほども言いましたように、移住コーディネーターあたりにも配置をされた中で、今言われた件数が実績としてあるんだろうと思いますけれども、村長が、移住定住、しっかり力を入れていくという中で、やっぱり当初予算にも載っておりますけれども、こういうところもしっかりと取り組んでいただいて、こういう方向につながるように取組をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 37ページ、学校管理費、スクールバス購入費についてお伺いします。

マイナスになっておりますが、ちょっと内容を。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） こちらのスクールバス購入費の減額についてですけれども、こちらにつきましては、へき地児童生徒援助費補助金を利用して購入しました29人乗りのマイクロバス、

こちらのほうの実績に応じて、当初予算額がちょっと多めに予算を組んでいたというところで、実績に応じての金額、減額というふうになります。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） 令和７年度だったですかね。バスを購入するということで、予算が上がって、議会のほうで、バスを購入する補助申請をしていないという状況の中で、新たにバスを買う。あれは結局最終的に否決したですよ。

今、２９人乗りを買って、差額、購入は決まったんですかね、あのときは、どういう流れだったですかね。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） こちらのマイクロバスにつきましては、もう購入を決まっていたところで、処理をしたところです。（発言する者あり）

９月にお話しておりましたのは、リースでしております３台のワゴンのスクールバスの件については、今後、また改めてというようなところで、今回のこのマイクロの購入とはまた別のことです。別の件です。（発言する者あり）

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 教育課長、この減額については、当事予算に組んでおりましたね。補助事業を使って。バスをこの前１０月だったですか、購入したんですよ。あれの差額がこの差なんでしょう。

○教育課長（毎床 貴哉君） はい。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 今高澤議員が言われるのは、途中、９月でしたか、補正予算で、スクールバスをもう１台購入しますよというような提案もされました。

でもそのときには、補助金があるのに補助金を使ってない。補助金の申請がもう、締切りだったので、もう締め切られた後だったので、せっかくならば補助金があるときに、それしたほうがいいんじゃないですかということで、議会も言いました。

そのときに、早く発注をかけとかんと、半年かかるからというようなご答弁だったんですよ。

でも、じゃあリースとかいうのも、リースも交付税対象でございますので、そういうのも考えてみたんですかということでご質問したときには、そういうリースはもうできませんというリース会社から回答だったので、購入をしますということだったんですが。購入するならば、そういう、せっかくある、補助金があるのだから、補助金を使って、来年といいますか、当初予算、この当初予算でも上がっているんだろうと思いますけども、そういう流れじゃなかったですか、と私は高澤副議長が言われるのが、そこを言われるんじゃないかなと思うんですけども、間違っていたら訂正してください。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 今永椎議員が言われましたとおりです。リースの、そのときにリースをする車両というのが、製造が、今回だったらできるというところのタイミングで、急いで、ちょっと購入をしたほうが良いというようなところで、進めていた分です。ワゴン車のほうの分というところが、その、9月で説明した部分でございます。

今回の、この減額に関しては、当初からマイクロバス、予定しておりましたマイクロバスの29人乗りの実績に応じての減額というようなところでございます。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 今現在で当初で買った29人乗りのバス、それから9月にマイクロ分ですね。ワゴン。結局そこはもう補助金の申請ができてないのでというところで、これ、これまでにそういうふうな流れの中で、今支障をきたしている部分は今現在あるんですかね。

あのときに仮に購入とか、いろんな理由づけをされて、実際にいいえっていうところになっている。

今現在、なんか支障はきたしているんですか。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 現在のところ、支障をきたしているという車両はございません。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） その当時購入しなければならない、購入しとったほうが良いだろうということで、提案をされたんでしょうけども、要はかみ合ってなかったわけですね。

補助金がもらえるのに補助金を利用、申請書、補助金がもらえるのであればもちろんそうだったんですけど、結局あのときに、じゃああの議案を上げる必要があったのかどうかというところを今聞いてるんですけど、何を意図としてあのとき上げられたのか。何を改善するために、課題があって変える必要があったならば、もちろん分かるんですけど、そのタイミングっていうのは何だったんですか。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 一つ目は、現使っているリースの車両ですね。ワゴン車の距離がいていたということと、もう一つが新たにその車両を製造するというようなタイミング、連絡が入ったというところで、ちょうどこのタイミングで購入を急いだほうが良いというようなところで、当時は提案をしたようなところでございます。

○議長（田代 利一君） ほかに。1番、槻木啓介君。

○議員（1番 槻木 啓介君） 1番です。25ページの14節の工事請負費の別府峯住宅玄関改修工事。これ170万円と上がっておりますけど、この内容をお聞きます。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 予算書25ページの別府峯住宅屋外景観改修設計業務委託料、これにつきましては、（「工事請負費、その下です」と呼ぶ者あり）14節の工事請負費ですね。分かりました。

木造施設住宅改修工事につきましては、これにつきましては4列目、グラウンド仮設住宅の4列目の改修工事、実績に伴う減額。（「違う、増額」と呼ぶ者あり）増額になります。そうです。申し訳ございません。

まず、木造仮設住宅改修工事。（発言する者あり）別府峯住宅玄関改修工事ですね。これは災害後、もう5年が経過し、建設5年間近く経過して、玄関が木造でございましたので階段とか腐食しておりました。これをスロープコンクリート塗装に整備をするということで、これにつきましてもまだ終わってはございませんので繰越しで予算を上げさせていただいているところでございます。

今回は、補正予算で170万円で、事業については繰越しをさせていただいています。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 今の槻木議員の関連でございます。

170万円でこの玄関の改修をして、当初予算がまた上がっているんですが、繰越しということであれば、170万円で足るんですか。170万円上げているのなら別です。この内容をもって槻木議員がおっしゃるのに、その木造をコンクリートにする、170万円で足る、足るんですか。何戸、戸数はどれくらいあるんですか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） すみません。この170万円に関しましては、当初予定していた工事から不足額が発生した分の補正ということで計上させていただいております。

事業については、まだ工事が全て終わってございませんので、繰越しをさせて、事業継続とさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 終わっておらんのに、増額をする。繰越しです。実際何戸で、1軒当たり幾らのとか、分かりますかね。

今継続しておるんだろうと思うんですけど、170万円で総額幾らあった中で170万円増額分、今現在進行中、繰越しをするということですけども、この170万円が増額した、どれだけ足らなくなったのか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） ご説明をいたします。

令和7年度におきましては、社交金を活用して、木造仮設改修工事、玄関の改修等を行っておりますけれども、これの補助残が発生いたしますので、引き続き令和8年度に実施している玄関改修工事を最優先で、最小の範囲で行うために、補助事業等も併せて使いたいということで、この分増額をさせていただいて、来年度も継続して事業をさせていただきたいというところでの補正予算でございます。

詳細については、設計書を持ち合わせてございません。申し訳ございません。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 毎年話題になるんですけども、教育費の高校生支援について、当初予算で342万円ということで上げてあったかと思います。毎年実績が5割程度しかないという中で、今回補正に上がってないということは、100%実績があったのですか。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） こちらにつきましては、今現在受付中というところで、まだ実績までは出ていないところで、今、申請のほうは随時上がっているというような状況です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） まだ、今募集中というところだと思いますけれども、毎年しっかりとPRをしていただいてやってくださいという中で、今の進捗状況、受付の状況、その辺を分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 今、何人申請をされているかというところは、詳しい数字は分からないところでございますけれども、もう先ほども言いましたように、申請のほうは随時上がっている、受付を結構もうしている段階かなというところではあります。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 今年も多分5割とか6割とかという実績になるんだろうなというふうに思ってますけれども、やっぱりその辺は、去年も同じことを言ったと思いますけれども、しっかりと各家庭に、高校生等がいらっしゃるところは分かっているはずなんで、そこに手紙でも出すとか、高校でPRをしているんじゃないかと、一軒一軒にそういうお手紙を書いて、こういう補助メニューがあるんだよというところを伝えて、しっかりそこをやっていただかないと、年間6万円ですよ。要らないという家庭はないんだと思うんですけども、実績が毎年半分程度ということになっておりますので、今募集中ということですので、今からでもいいと思うんですよね。手続多少面倒な部分があるということもお聞きはしましたけれども、やっぱりそこを率を上げると

いう取組をしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田代 利一君） ほかに。永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 西林議員が予算書に載っておらんことでお聞きをしましたので、私もちょっと教育課長に。教育課長、入学準備金、小学生に上がる方に3万円、新7年生に5万円ですね。これもやっぱり申請事務といいますか。もう分かりますよね。小学校にもう今の段階で。これもやっぱり申請といいますか、そういう事務なんでしょうか。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） こちらのほうにつきましても、申請をしていただいているというところですよ。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） ということは、こういうのが出ますよ。申請をしてくださいっていう、もちろんこの新1年生と新7年生の保護者さんには、そういうご案内といいますか、準備金ですので、ちょうど今ぐらいですよ。4月からお使いになる制服だったり、そういうのの助成ってというような形で準備金を創設されましたね。今これもやっぱり実績はまだ分かりませんのじゃないかな。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 入学、進級、給付金というようなところで、こちら書類を出してもらった形で、こちらにつきましては入学、進級予定の方に郵送、通知をしております、まだ実績というところは申し訳ございません。分からないところですけども、つい最近まで申請の期限というようなところで、今処理している段階でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 今課長がおっしゃった。給付金ということでおっしゃいましたね。ということであれば、新1年生が、保育園の方々が1年生になりますけども、でも学校では1年生になる、この方達が1年生になるという名簿っていいですか、学歴の、何といいますか、ちゃんと入学をしますよというような、通知があると思います。ちゃんと1年生になりますよというような通知が来ると思うんですね。

新7年生というのは、もう清流学園ですので、6年生から7年生になるという方も決まっておるんだと思うんですね。

それであれば、もうその方達に給付ですので、口座番号等あるいはそういうものを聞いて、もうストレートにやっていいんじゃないかなと思うんですけども、あくまでもやっぱり申請といいますか、そういうことは出さんとできないということですかね。給付金であれば、そういう手だてが必要じゃないかなと思うんですが、いかがですか。手続上も含めて。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 手続上に関しては、そういった口座と振込先というのでも提出をしていただくというようなところで申請をいただいているというようなところで、それから処理をしているというようなところですよ。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。そういう振込あるいはということで、そこにそういうのもお届けいただかないとできないということですけども。言いたいのは、スピーディーに、スピード感を持って、やっぱり準備金でございますので、やっぱりお金が、この創設をされたときにやっぱりその入学をするのに、お金が要るから、そういうところの手助けをしましょうというのが、この入学準備金の創設のそういうことだったんだろうと思いますけれども、ぜひそういうスピード感を持ってやっていただきたい。

ちょっと余談で申し訳ないんですが、6年生を卒業されて清流学園に行かずに私立のあるいは県立の中学校にご入学をされる方、分かりますかね。6年生で私立の中学校あるいは県立の中学校に行かれる方々にもこの準備金というのは支給をされる要件になっておるんですか。

○議長（田代 利一君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時23分再開

○議長（田代 利一君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 大変失礼いたしました。

確認したところ、一応要項を確認しまして、2月1日現在で住所を有している保護者に対して、保護者に対して給付金というのを申請をしていただいているというところで、村外というか出られる方について、例えば芦北のほうの学校とかっていうふうに出られる生徒に対しても対象となるというところがございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） じゃあ保護者が住所を有しておればその支給対象ということでございますので、子どもさんが熊本の私立の中学校に行って勉強したいとか、県立、今、八代中学校でございますけども、そういうところに行って勉強したいということであっても、住所を有しておれば支給対象になるということでございます。準備金として。

ということであれば、課長、やっぱりスピード感を持ってそういうのはしていかないと、この進路については、それぞれの保護者の、もちろん本人のご意思も一番でしょうけども、保護者と

私達からすれば清流学園に引き続きご通学いただいたほうがいいんですが、これは本人さんのやっぱり権利ですので、教育を受ける権利がございますので、そこについてはやっぱりスピード感を持ってしていかないといけない。先ほどありました高校支援金についても、やっぱりそういうことで、ぜひ相手方の身になってしていただければなと望むところでございますので。

大変申し訳ございません。予算書に掲載をしてなかったのに関連で質問して確かに申し訳ないんですが、予算書ですので、こういうことの質問があるということでぜひ準備をしておいていただければと、執行部の皆さん方にはお願いをしたところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。すみません。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） 補正予算の中には、含まれていないようですが。令和７年度中に緊急対策等々があったと思います。その中で、これに補正予算で上がっていないということは、予算を執行されているのか。その当時、予算組みをしてその金額で予算執行されたというふうなので、この補正予算入っていないのか。違う。まあ途中で、物価高騰ではなくて地域の何かあれでさんがうらに１００万円、ランドアースに１００万円、球米の前にあるラフティング会社に１００万円、森林組合に１００万円。多分これは大岩課長担当だと思うんですが。復興課だったですか。いや、あれを説明したのは蔵谷課長だったですか。（「１００万円ずつね。教育、観光、育成」と呼ぶ者あり）１００万円ずつ。観光。これは、新たな取組をしたりとか、成果を求めてその成果に基づいて予算を執行すべきではないかというところで話をしておりますが、どのような取扱いをされたのか。お願いしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） それぞれですね、取り組みはされているところでございますけれども、すみません。今は分からないのでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、森林組合さんにつきましては、ホームページに外国語表記というのがございましたので、そういうものを今後やっていきたいということで、ホームページに外国語、例えば韓国語、中国語、英語というものを取り入れられたホームページを作っておられます。

ランドアースにつきましても、新たなホームページを、今に合ったホームページを作成をしておられるということでございます。

それから、すみません。さんがうら、リバーサイドキャンプ場（「リバーサイドじゃなからう」と呼ぶ者あり）Happy Surprise、につきましては、すみません、ここまでは把握しておりませんでしたので、そういう新たな集客をするための仕組みづくりということでホームページ、それからそういうものをつくられているところでございました。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） そもそも緊急対策の目的、何のための目的の支援だったのかというのを、あれは物価高騰ではなかったと思います、多分内容が。交流人口であつたりとか何かそういうのだったと思うんですけど、これは、成果を求めずお金を支払うものではなかったはずとは思いますが。これはもう予算執行されているんですよ。９月に成果報告が多分出されると思うんですけど、予算執行、執行する一つの成果に基づいた予算執行でありながら、何もその報告がないままに、予算だけ、おそらく１００万円だったと思いますが、お金をやったということ自体どうなんだろう。その成果においてはいつのどの段階でそれは事業報告をされるのかをお聞かせいただきたい。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） これは、一応申請をもとに支出をするところでございます、実際ホームページをつくられたところについては、私のほうでホームページを確認した検査をやって、その後、それぞれの事業者のほうに支払いをしているところでございます。

今回の物価高騰の影響による観光需要が減少しているところもありますので、そういうところを見込んだ補助金として支出をしているところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） 観光人口の減少に伴って、新たな何かをするための１つの予算ですよ。減ったから予算を執行するわけではないですよ。予算は執行されてるんですか、していないんですか。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 予算につきましては、ここつい最近だったんですけども、森林組合のアンサーにつきましては検査を行ったところでございますので。そこにつきましては今から執行ということになります。

以上です。

○議員（５番 高澤 康成君） ２社に関しては出してない。

○復興推進課長（蔵谷 健君） ２社につきましては、すみません。私のほう資料を持っておりませんでしたので。

○議員（５番 高澤 康成君） いや、確認をお願いしたいです。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 確認。じゃあ、ちょっと。

○議長（田代 利一君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後 2 時 34 分再開

○議長（田代 利一君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 失礼をいたしました。

今回の事業につきましては、まず一つ目が、球泉洞 P R 動画作成ということで、森林組合さんに払っています。それから三ヶ浦の展望所、これは大久保のフットパスを含めて、展望所を人吉が見れるところに造っているところでございます。球泉洞 P R 強化ということで、先ほど言いました多言語化を用いて今対応のホームページをつくると。それから、ランドアースにつきましては先ほど申し上げましたように、ホームページの V U I、それから森林組合さんが一つ、チャットボットということで、質問したらすぐ返ってくるというような機能をつけておられます。それからもう一つ、球泉洞さんで、この前実施しました芦北海の恵みと球磨村の森の恵みフェアというのを行っておられまして、実際もう交付につきましては終わっているということでございます。以上です。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5 番 高澤 康成君） 成果報告をまだ出されていないところ、2 社。2 社ですね。今、森林組合は言われました。ランドアースもホームページの更新。さんがうらと H a p p y S u r p r i s e、ここに関してはまだ報告がなされていないという状況でしょうかね。じゃなくて。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 一律にこの給付金を払うということではなくて、何をやりたいかという事業に基に、こちらのほうで審査をして、適当というところで補助金の報告をしておりますので、これは申請があったところだけということで、今、ご報告をしているところでございます。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（5 番 高澤 康成君） では、その当時の説明で 4 事業所あったわけですね。4 0 0 万円とこれ予算がついている。今活動された結果、森林組合さんであったりとかというのは、その報告書に基づいてお金を出した。これは 1 0 0 万円というところではなくて、逆に 1 0 0 万円を上限にというところではなっていると。ということは、ほかのところには、その計画された予算そのものは出していないということではないということですか。

これは、先ほど、森林組合さんが取り組んでいる言語のあれと、八久保の展望所を森林組合さんが行なっていて 1 0 0 万円、ですね。ランドアースさんはホームページの更新、なのでそん

なお金かかってないんですよ。幾らずつ予算は執行されている。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） それぞれの事業で申請をされておりますので、まず、森林組合さんのPR動画につきましては、事業費が132万円に対して99万円。それから大久保の展望所につきましては29万円に対して21万7千円。それから観光、球泉洞のホームページの強化につきましては128万7千円に対して96万5千円。ランドアースにつきましては48万円に対して36万円。それから、森林組合のチャットボットについては132万円に対して99万円。それから、芦北と球磨村のフェアにつきましては、森林組合さんに71万6千円に対して47万8千円。ということで、それぞれ事業に応じたところの、上限は100万円ですけれども、に応じたところで、割合では、支出をしているというところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 建設課長。お待たせしました。

37ページで、農業用施設災害復旧費。これ、建設課長のところ、間違いないですかね。令和2年度ですね。2年度発生の農業用施設災害復旧費で、3、4、5、6、7、この7年ですよ。ということはもう5年経って事故繰っていいですか、事故繰が最終年度といいますか令和2年度です。すみません。1億6,167万5千円の減額ということでございますけども、この要因とすれば、この当初計画をしておいた農業施設等々ができずにあったんですよ、不落が続いたとか、やっぱり農業施設で業者さんもなかなか手を取られなかった。できなかったのこういう積み上がって1億6,100万円の減額ということでこうされたんかなってちょっと思ったのは、この内容をちょっと教えていただければ。この減額をされました内容を教えていただければ。令和2年度でございます。令和2年発生。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

令和2年産につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり件数もかなり多くて、不調、不落というような状況が続いていて、令和2年から5年経過するということで、その当時は復旧して農業をやりたいというような方々の件数を全部拾っておりましたが、その後、やはりどうしても5年経った中で、高齢化であったりそういったものがございまして、この中には取り下げといいますか、再度地権者さんに事業の実施について負担金等派生するものですから、何度か令和2年以降確認をしながら進めているところではございますが、最終的に高齢化に伴いできませんということで、できれば廃耕をということで、取り下げという形になったのが多く含まれております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） やっぱり課長そこなんですよ。やっぱり時間がかかって、それはもちろん当然高齢化の中で、うちは高齢化の中で農業をされる方もやっぱりいらっしゃいますと。こういうところはやっぱり工事業者さんも手を、多く抱えておる中で、どうしても現場状況が悪いということであれば、不調、不落が続いてきて、どんどん再度かけてもなかなかそれが続いていったので、5年間経てばもうこの農業をされる意欲っていいですか、もうそのときにしておれば体力もまだあったんだろうけども、もう一年、一年していけば、どんどん体力というか、人間の体力もですけどもやる気含めたところで、衰退をしていくんだろうと思うんですね。ですから、今課長がおっしゃるように、もうそこは取り下げ、取り下げというかも取り下げですたいね。もう令和2年ですので5年経ちますので、もうできないと思います。再度といっても、何かの次の災害が今度災害を受けば、本当できないと思うんですけども。

やっぱりこういうところが農業の衰退にもつながっていくと、そこが思うんですね。別に、建設課長を責めるわけじゃございませんけども、これは地権者がいらっしゃるので、地権者との協議の上でそういうことでなるんだろうと思うんですけども、この農業を守っていく、農地を守っていくという観点から、こういうのは改善をしていかないと、もう農業自体が廃れていくというようなことになってしまいます。

村長もうちの地元一緒ですけども、村長、水が来ないのでもう田んぼができない。じゃあ畑にしようとしても、やっぱりもうお年を召した方が、もう土砂が入ってしまってその災害復旧もするのにも後継ぎもいないのでということで、こう見渡す限りこういう耕作放棄地がうちあたりのあれでも目立っておりますので、そういうところが、もう5年経てばしていきますので、どうかしてそこは、今後、あと3年債も4年債もありますけども、またこれもこういう事態に陥っていく可能性もあるので。先ほども言いましたように地権者さんの考えがございますから、私どもから強制的にっていうわけにはいきませんが、今後、そういうところも含めて、ぜひ農業振興に努めていただければなと思いますので、よろしく。

総務課長、さっき休憩中だったので。さっき言いましたように、もともと幾らの改修工事費です。執行で百七十何して、道路の階段ばかりではなくて、村長にもお願いをしましたですね。あのプライバシーのあれも入ってるかどうか。もうそれだけで結構です。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 以前も、舟戸議員のほうからご質問ございましたが、プライバシー関係でよくマンションにあるような蹴破り戸というのは今回入ってございません。これは、来年度予算に計上をさせていただいております。

それからサンシェードといいまして日よけですね。ああいったのが今回入ってございませんの

で、これも来年度予算のほうに計上させていただいております。

以上よろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） ということは、今度は玄関だけ。玄関のやっぱりもう古くなっておりますが、それをコンクリート化するだけということで。そして、今おっしゃるように、プライバシーの壁にこう両隣のとサンシェードでしょ。あれを当初予算でということでございますね。分かりました。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第２９号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

日程第１２．議案第３０号 令和７年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第１２、議案第３０号令和７年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第３０号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

日程第１３．議案第３１号 令和７年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第１３、議案第３１号令和７年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第32号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第14、議案第32号令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。予算ではございませんけども、友尻課長ですか。介護保険の介護予防を今一生懸命されておるとは思いますけども。昨年、じゃあ一昨年比べて、介護度がこう軽くてじゃないんですけども、こう介護度5、介護4っていろいろございますですね。その中で、そういう取組をした上で改善、改善といいますか介護予防的な改善がなされておるのか。数値的にどうのこうのとは言いませんけど、課長の考えといいますか。課長の思いでも結構です。この思いの中で、考えの中でどうなのかをちょっと教えていただければと。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 介護予防、ふれあいサロン事業であったり、各地域で健康づくり出前講座等も取り組んでいただいているところで、介護予防事業の成果というところでのお話とは思いますが、介護度が4とか5になった方々が改善ということはなかなか難しいだろうと思います。入院した後に要介護認定を受けた場合は、介護度が上がっている場合があって、その後改善が見られた場合は介護度が下がるという傾向もございます。

介護予防になる前の取組として、サービス支援ということで、毎週火曜日に希望フレームのチェックを行いまして、対象者を、毎週火曜日に事業者に委託をして行っておりますけれども、その方々に対しては、最初受ける前の状態から6か月受けた後の状態の変化は見て、改善が進んでいるという傾向は見て取れるところです。なかなか介護予防のそのほかの効果というのはなかなかはいかないんですけれども、できるだけ高齢者の方が介護認定にならないよう、介護予防に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） ありがとうございます。地元のことを言えばなんですけれども、

やはり介護予防教室、健康教室、やはり楽しみで行かれます。健康状態をチェックしながら、その後、ふれあいサロンのスタッフの皆さん、あるいは健康福祉課の職員の方も行かれるんでしょう、健康係の方、推進係の方も行かれるんでしょう。そういうところで、本当に和気あいあいとそういうことをされております。やはりそういうのの一つ一つ積み重ねがやっぱり介護予防にもつながっていくし、高齢者の皆さん方の寄り合いといいますか、おしゃべりタイムでもお茶飲みでもいいんですけども、そういう中で、気分的にも、独り暮らしの方がそういっていけば、皆さんとおしゃべりをされるという機会、いい機会だろうと私は思っておるんですね。

ですので、やはりそういうのも、一つ一つ、もう急にすぐすぐに効果が出ないかもしれませんが、やはり地道にそういうのをやっていく、健康につながる、あるいは長生きにつながるような取組というのは、ぜひ続けていかなきゃいけないんだろうと思いますので。ぜひ今度、サロンスタッフの方々にも、喜んでおられることも、ぜひ課長のほうから、スタッフのほうにも伝えていただいて、頑張ってもらっていただけますよということ、お願いしていただければと思います。こういう介護系の重度になれば、介護系の財政も圧迫をしてみますので、ぜひそういうことでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第32号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第33号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第15、議案第33号令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 次から簡易水道、簡易水道ですね（「公営企業会計」と呼ぶ者あり）変わっていくと。しかしながら、大きい枠の中では、独立採算制っていう大きな基本的な、というのは変わらないということによかったですか。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 独立採算制っていうものの自体は変わりません。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 予算書10ページの簡易水道施設整備費、工事請負っていうことで650万円ほど減額となっておりますけども、村内の漏水等々いろんなところで起きております。劣化をして漏水をする、車が、工事車両等々が多くて、漏水をするっていうところがあるかと思っておりますけども、今、村内のそういった耐震化工事も行われて、耐震化の水道管の入れ替えっていうのも行われておる状況なんですけども。簡易水道、村内全体を見て、どれぐらいのその劣化というかですね、漏水が多くなってきたのか。それと、水道管あたりがもうやっぱりやり替えるのが多くあるのか、そういうところがちょっと分かりませんので、全体的なところを分かれば、教えていただきたいと思いますけど。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 村内の簡易水道におきましては、来年度企業会計移行に伴って現在資産台帳のほうを整備しております、それを本当に耐用年数を本当に減価償却という形で消化していくような感じになっておりますが、簡易水道自体は、村内、渡付近が一番古い状況でございます。そのほかの施設にしても老朽化というのは進んでいきますので、全体的に耐震工事に併せて管の更新という形で、国庫補助を使いながら進めていくような計画でしております。

また、それとあわせて、管だけじゃなくて施設のほうも老朽化というのは出てきますので、そちらのほうも併せて適正に運営ができるように、更新のほうをしていかないといけない状況でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 課長、今、高澤議員からもありました公営企業会計に8年度からなりますので予算書もがらりと変わって、昨日、お世話になって勉強会をしたんですが、この予算書ということで、この予算書の形式は最後ですよ。最後といいますか、国庫補助とかなんかがしっかりと決まったときに、もう一回、多分、専決処分によって3月30日ぐらい締めでやられるんだろうと思います。まあ、私達に来るのは6月でしょうけども。

問題は、公営企業会計になるために、この予算書といいますか、ここでもっておるこの予算書を全て予算書自体に、これは持っていかなんとですっていう、この予算書を見て、何ていいですかね。ちょっとすいません。言葉がもう年取ってからここまで言葉がぱっと出てこんですよ。自分で言うとして分かんね。移行しますよね。この事業債、起債とかなんかわずっと書いてございますよね、起債等々の、こういう起債は公営企業の会計の中にそのまま持つのか何かこう受け継いで、移行していかれるのか。すいません。そこをちょっと。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） ただいまの質問については、今年度で、通常の簡水の特別会計が終わるということで、決算自体は打切決算っていう形でもう完全に終わってしまうような形になります。

ただ、資産等については、原価償却等に関連しますんで、その分については、引継ぎで金額的な移動等はありませんが、ただ、支払ったものについても、原価償却でカウントしてから、みていくっていうような形になりますんで、投資的なものについては引継ぎを当然されていきます。残金の繰越金については、そのまま現金として（「引継金か何か、引受なんかね」と呼ぶ者あり）新年度でしたら、ちょっと宙に覚えてませんけど、そちらのほうに充てるっていうような形で持っていくような形になります。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） はい、分かりました。そこを聞きたかったんですが、打切りですね。この簡易水道の予算するいろいろ、打切り。もう打切りで、繰越金については引継か何か引受金か何かだったと思います。セットで、予算書はまた明日見ればいいんでしょうけど、分かりました。

というのが、やっぱりもう公営企業会計になれば、先ほどありましたように、独立採算制がやっぱり原則なんです。まだ、またこの特別会計も本当はそうなんです、やっぱり一般会計から繰入れをしていかないと、事業もなかなか進んでいかないのが現実だろうと思います。やっぱり水道料の改定だったりいろんなところで、今後、公営企業会計になれば、そういうところも手をつけていかなきゃならない。村長、と思います。まあ、村長が、時にまた上がったでって言われるかもしれませんが、それはやっていかないと今後の簡易水道事業というのが成り立っていきませんので、しっかりと、令和８年、村長が、令和８年度からしっかりと、もう猶予はないと思います。

水道料の改定については、そんなに長くはもうないと思います。今の現状でいけば、水道料は改定をしていかなきゃいけない。また水道の加入者等々も含め、改定はしていかないとしますので、しっかりと、令和８年度住民の方々のご理解も得ながら、しかし、こっちは公営企業の簡易水道の事業もやっていかなきゃいけませんので、ぜひ村長そこは、担当課と協議をしながら、あるいはいろいろなご意見等も含めていただいて、ぜひ、水道料の改定についてはしっかりと検討いただければなと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第33号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（田代 利一君） お諮りします。審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の本会議は、3月19日午前10時から開きます。お疲れさまでした。

午後3時02分延会
